

## 福王弘光帝の淑女選抜について (4)

滝野 邦雄

### (1) 皇太后鄒氏の南京到着と淑女選考④

十一月末に不豫になったといわれる福王弘光帝は、元旦に武英殿で朝賀を受ける。『國権』につきのようにいう。

〔弘光元年〕正月乙酉朔，上（福王弘光帝）武英殿に御し朝賀を受く（『國権』卷一百三・「弘光元年正月乙酉（一日）」条・六一七三頁）。

（弘光元年正月乙酉朔，上（福王弘光帝）は武英殿にお出ましになり朝賀を受けた）

『明季南略』にも、

乙酉弘光元年正月乙酉朔，上（福王弘光帝）〔武英〕殿に御し朝賀を受く（『明季南略』卷之三・「正月甲乙史」条）。

（弘光元年正月乙酉朔，上（福王弘光帝）は武英殿にお出ましになり朝賀を受けた）

とあり、『明季甲乙兩年彙略』も、

乙酉弘光元年正月乙酉朔，上（福王弘光帝）〔武英〕殿に御し朝賀を受く（『明季甲乙兩年彙略』卷之三・一葉）。

（弘光元年正月乙酉朔，上（福王弘光帝）は武英殿にお出ましになり朝賀を受けた）

という。『金陵野鈔』も、

弘光元年正月乙酉朔，上（福王弘光帝）武英殿に御し，百官朝賀す（『金陵野鈔』一卷・「弘光元年正月乙酉朔」条）。

（弘光元年正月乙酉朔，上（福王弘光帝）は武英殿にお出ましになり，百官が朝賀した）

とある。『罪惟録』は、日食があったことも記して、

弘光元年隆武元年乙酉春正月朔，日之を食すること有り。朝賀畢り，〔馬〕士英特に吏部尚書の張捷<sup>しやう</sup><sup>1)</sup>及び太監の盧九徳に敕命するを請う人の言うの遅きを以て是に至る（『罪惟録』附紀卷之十八・安宗簡皇帝）。

（弘光元年（隆武元年）乙酉正月朔，日食があった。朝賀が終わり，馬士英は〔上（福王弘光帝）に〕特別に吏部尚書の張捷と太監の盧九徳に対して勅命を出すように申し出た【奏上がなかなか伝わらなかったからこうしたことになった】）

とする。

ところが、『南疆逸史』には、

〔弘光〕元年春正月乙酉朔，大雪あり。百官の朝賀を免ず（『南疆逸史』卷一・紀略第一・

「安帝」。

(弘光元年春正月乙酉朔，大雪があり，百官の朝賀を取りやめた)

とあり、『聖安皇帝本紀』にも，

弘光元年春正月乙酉朔，大雪あり。百官の朝賀を免ず（『聖安皇帝本紀』下・「弘光元年正月乙酉朔」条）。

(弘光元年春正月乙酉朔，大雪があり，百官の朝賀を取りやめた)

と記す。大雪があり，百官の朝賀を取りやめたというのである。

天候については，應廷吉（字は斐臣。浙江慈谿の人。天啓間の舉人：浙江慈谿の「應喜臣（崇禎元年戊辰科（一六二八）二甲四十四名の進士）」は別人物）の『青燐屑』も，

乙酉（弘光元年：一六四五年）元旦，大風 木を抜き，雪積もること數尺なり。臘（冬月）より春に迄るまで陰凝にして霽れず（『明季稗史初編』卷二十五所収『青燐屑』）。

(乙酉（弘光元年：一六四五年）元旦，大風で木が倒れ，雪が數尺も積もった。臘（冬月）から春になるまで，陰（寒さ）が凝（地を凍らせる）して晴れなかった)

とし，木がなぎ倒されるような大風と數尺も積もる雪が降ったと伝える。この場所であるが，『青燐屑』を書いた應廷吉がこの時，ずっと史可法に付き従っていたなら西洋河付近のことであろうか。または，滞在していた揚州のことかもしれない。いずれにせよ長江下流域はこうした状況であったのではないかと推測される。

『弘光實錄鈔』は，日付のみ記す。

弘光元年春正月乙酉朔（『弘光實錄鈔』卷三・「弘光元年正月乙酉朔」条）。

『南渡錄』は，何も記していない。

✓ 1) 張捷しやうてつについて，乾隆『鎮江府志』につきのようにいう。

張捷，字は前之，[江蘇]丹陽の人なり。萬曆（曆）癸丑の進士（萬曆四十一年癸丑科（一六一三）三甲九十名の進士）。山陰縣に知たり。六年[の間] 惠政有り。監察御史に擢せらる。歴（歷）官し吏部右侍郎たりて尙書の事を署（代行）す。公（張捷） 廉にして請謁（要請）を受けず。時の朝廷も亦た之を知り，目して「清廉の太宰（尙書）」と爲す。甲申（崇禎十七年：一六四四年），吏部尙書に替む。乙酉（弘光元年／順治二年：一六四五年），鷄鳴山寺に自經す（乾隆『鎮江府志』卷之三十六・明・鄉賢・「張捷」・五十三葉）

また，光緒『丹陽縣志』は，すこし文言を加えて，

張捷，字は前之，[江蘇]丹陽の人なり。萬曆（曆）癸丑の進士。山陰縣に知たりて惠政有り。監察御史に擢せらる。吏部右侍郎を歴（歴：擔任）す。公（張捷） 廉にして請謁（要請）を受けず。南都 建てられ，吏部尙書に進む。乙酉（弘光元年／順治二年：一六四五年），城（南京） 破れ，僕と雞鳴寺きりに之く。僕 泣きて其の自經するを視る。遂に雞鳴寺に祝髮（出家）して僧と爲り以て終る（光緒『丹陽縣志』卷二十一・忠節・明・「張捷」・三葉）。

という。

『南渡錄』も，その最後についてつぎのように伝える。

[張]捷 初めて變を聞き，薪を積みて自焚せんと擬（準備）す。已にして遂げず，嘆じて曰く，「吾 大臣なり。寧ぞ草間に活きるを求めんや。亦た敵の刃を汚す可からず」と。遂に走はきて鷄鳴寺に縊す（『南渡錄』卷之六・「弘光元年（順治二年）五月甲午（十三日）」条）。

『小腆紀年増攷』の攷異は、史料によって「朝賀を免ず」と「朝賀を受く」とがあると指摘し、降雪があったため、日食についてはわからなかったのだろうという。

攷に曰く、『聖安本紀（聖安皇帝本紀）』・『釋史（南疆逸史）』 俱に「百官の朝賀を免ず」と云う。而して『南都甲乙紀（明季甲乙兩年彙略）』は則ち「[武英] 殿に御して朝賀を受く」と云う。又た『聖安本紀（聖安皇帝本紀）』は「日食す」を言わず、但だ「大雪ありて朝賀を免ず」と云う。蓋し是の日は雪に因りて日食を見ざるなり（『小腆紀年増攷』 卷第九・「乙酉朔、日有食之。明福王在南京、免百官朝賀」条・攷異）。

（攷に曰く、『聖安本紀（聖安皇帝本紀）』・『釋史（南疆逸史）』はともに「百官の朝賀を免ず」と記している。しかし、『南都甲乙紀（明季甲乙兩年彙略）』では「[武英] 殿に御して朝賀を受く」と伝える。また、『聖安本紀（聖安皇帝本紀）』は「日食す」と言わずに、ただ「大雪ありて朝賀を免ず」と述べている。おそらくこの日は、降雪があったため、日食があったことがわからなかったのだろう）

なお、『明季南略』・『罪惟録』・『明朝通紀會纂』・『明紀編年』<sup>2)</sup> などでは日食があったと記しているが、渡邊敏夫氏の『日本・朝鮮・中国——日食月食宝典』（雄山閣 1994 年復刻版）には、弘光元年正月乙酉朔（西暦一六四五年一月二十八日）に南京一帯で日食があったとの記載はない。

しかし、『三垣筆記』は、「天の晦に値る」として、日食があった時の福王弘光帝の様子を伝える。

弘光元年正月朔、上（福王弘光帝） 退朝し、諸々の寺人 宴を設け、上（福王弘光帝）の爲に慶賀す。某宮に在りて、天の晦に値る。上（福王弘光帝）意 懼ばず。諸闈 競い趣いて堂を下りて、窗格（窓格子）を除（取り払う）せんとす。上（福王弘光帝） 曰く、「必ずしも除せず。朕（福王弘光帝）の此の處の坐 久しからず」と。諸闈 色を失いて之を聞く。政府 皆な駭きて不祥と爲す。後 果して驗あり（『三垣筆記』 下・弘光）。

2) 日食については、以下のように記録されている。

◎『明季南略』

弘光元年、即ち清の順治二年なり。乙酉の年（弘光元年／順治二年）の元旦は、又た乙酉の日爲り。天文家 云う、「太歳（木星） 事の利あらざるに値る」と。是の日、日 之を蝕する有り（『明季南略』 卷之三・「誌異」条）。

◎『罪惟録』

弘光元年隆武元年乙酉春正月朔、日 之を食すること有り（『罪惟録』 附紀卷之十八・安宗簡皇帝）。

◎『明朝通紀會纂』

弘光元年乙酉元日、日 之を蝕すること有り（『明朝通紀會纂』 卷之六・「弘光元年正月朔」条・十八葉）。

◎『明紀編年』

弘光元年乙酉元日、日 之を蝕すること有り（『明紀編年』 卷十一・「弘光元年正月朔」条・二十葉）。

◎『明季遺聞』

乙酉は、弘光元年と稱す。寔れ清朝の順治二年なり。元日、日 之を蝕すること有り（『明季遺聞』 卷三南都・「弘光元年元日」条・十六葉）。

(弘光元年正月朔, 上(福王弘光帝)は退朝され, 諸々の宦官が宴席を設けて, 上(福王弘光帝)のためにお祝いを行なった。某宮殿にいらっしゃった時に日が暗くなることに遭遇した(日食に遭遇した)。上(福王弘光帝)の気持ちは晴れなかった。それぞれの宦官が競い合って堂を降りて, 窓格子を取り払おうとした。すると, 上(福王弘光帝)は, 「取り払わなくてもかまわない。朕(福王弘光帝)がこの場所に座れるのもそう多くないから」とおっしゃった。宦官たちは, 色を変えて驚き聞いていた。首脳たちはみな驚いて不吉なことだとした。そして後にその通りとなった)

こうして, 年末に続いて福王弘光帝の不行跡が記される。『明紀編年』は, つぎのように伝える。

[弘光元年正月] 丙申(十二日), 内臣五十三人を召し, 宮に進めて演戯飲酒す。上(福王弘光帝) 酔いし後, 縦ままに童女に淫し, 淫死(荒淫のために亡くなる)する者有り(『明紀編年』卷十一・「弘光元年正月丙申(十二日)」条・二十二葉:『明朝通紀會纂』(卷之六・「弘光元年正月丙申(十二日)」条・二十一葉)も同文)。

(弘光元年正月丙申(十二日), 宦官五十三人を召し出して内廷(後宮)に来させて芝居を演じさせ飲酒した。上(福王弘光帝)は酔った後, 童女をほしいままにし, 亡くなったものが出た)

また, 『明季甲乙彙編』・『明季甲乙兩年彙略』も, 十二日に掛け「内監五十三人」を「内豎五十二人」として, 次のように伝える。

[弘光元年正月丙申(十二日)] 上(福王弘光帝) 天財庫<sup>①</sup>に傳えて, 内豎五十二人を召して宮に進め演戯させ飲酒す。上(福王弘光帝) 酔いし後, 淫死する童女二人もて北安門より抬出さす。嗣後, 屢々之れ有り。曲中の少女 幾んど盡く。久しくして亦た復た抬出せず(『明季甲乙彙編』卷之三・「弘光元年正月丙申(十二日)」条/『明季甲乙兩年彙略』卷之三・「弘光元年正月丙申(十二日)」条・二葉~三葉:『甲乙事案』卷下・「弘光元年正月」条は「内豎五十三人」とし, 「曲中少女幾盡」句が無いこと以外は同じ:『緝言』中・「人參飼犬羊」条は, 日時を「乙酉正月初六日」とし「内豎五十三人」とすること以外は同じ)。

①兩京(北京・南京)の庫藏 先後して建設す。其の制 大略相い同じ。内府(宮中の庫藏)に凡そ十庫あり・・・「天財庫」有り, 亦た「司鑰庫」と名づく。各衙門の管鑰を貯え, 亦た錢・鈔を貯う(『明史』卷七十九・志第五十五・食貨三・倉庫)。

([弘光元年正月丙申(十二日)], 天財庫に[旨(福王弘光帝の指示)]を伝えて, 内豎(宦官)五十二人を召し出して内廷(後宮)に来させて芝居を演じさせて飲酒した。上(福王弘光帝)が酒を飲みつくした後, 亡くなった童女二人を北安門から担ぎ出した。以後, しばしばこのようなことがあった。妓館の少女はほとんど尽きてしまった。しばらくすると, 担ぎ出すこともなくなった)

『明季南略』も, 十二日に掛けて, 「内監五十三人」として, つぎのようにいう。

馬士英 阮大鍼の日々童の男女を將<sup>も</sup>って上(福王弘光帝)を誘<sup>いざな</sup>うを聽<sup>ゆる</sup>す。[弘光元年(順治二年)]正月十二日丙申, 旨を天財庫に傳え, 内豎(宦官)五十三人を召し, 宮に進めて演戲させ飲酒す。上(福王弘光帝)酔うの後に童女二人を淫死さす。乃ち舊院の雛妓の馬[士英]・阮[大鍼]の選進する者なり。[亡くなった二人は]擡して北安門より出し, 鴛兒(妓樓の女將)を付けて之を葬る。嗣後, 屢々此の事有り。是に由りて曲(妓館)中の少女幾んど盡く。久しくして亦た復た擡出せず。而れども馬[士英]・阮[大鍼]六院を搜覓し亦た遺す無し。二十四日甲辰, 復た内豎(宦官)を召して進宮させ演戲す……(『明季南略』卷之三・「聲色」条)。

(馬士英は, 阮大鍼が日々少年少女を使って上(福王弘光帝)を「遊興の道に」導こうとすることを認めた。弘光元年(順治二年)正月十二日に旨(福王弘光帝の指示)を天財庫に伝えて, [内宮の]内豎(宦官)五十三人を召して内廷(後宮)に来させて芝居を演じさせて飲酒した。上(福王弘光帝)が酔いつぶれて, 童女二人を死亡させた。それは, 南京舊院の妓館の雛妓で馬士英・阮大鍼が選び出してきた者であった。[亡くなった二人は]担いで北安門から出し, 鴛兒(妓樓の女將)を付き添わせて埋葬した。その後, しばしばこのようなことがあった。このため妓館の少女はほとんど尽きてしまった。しばらくすると, 担ぎ出すこともなくなった。しかし, 馬士英と阮大鍼は, 南京中の妓館を余すところなく探し回った。二十四日にまた内豎(宦官)を召し出して内廷(後宮)に来させて芝居を演じさせた)

『國權』は, このことを十三日に掛けて, つぎのようにいう。

[弘光元年正月]丁酉(十三日), 天財庫に命じて, 内監五十三人 入宮して演劇さす。上(福王弘光帝)狎飲(ほしいままに飲酒する)を好み, 聲樂 輟<sup>や</sup>まず(『國權』卷一百三・「弘光元年正月丁酉(十三日)」条・六一七五頁)。

(弘光元年正月丁酉(十三日), 天財庫に[旨(福王弘光帝の指示)]を伝えて, 内豎(宦官)五十三人を召し出して内廷(後宮)に来させて芝居を演じさせた。上(福王弘光帝)はほしいままに飲酒するのを好み, 歡声が絶えなかった)

『樵史通俗演義』も日付を記していないが, 同じ事を伝える。

……[福王弘光帝は]反って阮大鍼の教導を聽<sup>き</sup>了く。[阮大鍼は]日夜童男女を把<sup>も</sup>って弘光(福王弘光帝)を引誘し, 且つ目前の快活を圖らしむ。忽ち旨を天財庫に傳え, 内豎五十三人を召し, 宮に進めて演戲させ吃酒す。弘光(福王弘光帝)酔いし後, 童女二人を淫死さす。乃ち是れ舊院の雛妓, 馬[士英]・阮[大鍼]の選進去<sup>もの</sup>する<sup>もの</sup>なり。[童女二人は]北安門より擡出し, 鴛兒に付典して埋(埋葬)す, 誰か敢て則聲(發言する)せんや。此れより六院の妓女, 馬[士英]・阮[大鍼]の搜を被り罄盡(すっかりいなくなる)す(『樵史通俗演義』第三十四回)。

([福王弘光帝は政務につとめず]反って阮大鍼の教導を聞くばかりであった。[阮大鍼は]

日夜童男女を使って弘光（福王弘光帝）を誘惑して、目の前の快樂に夢中になるようにさせた。[そして] 天財庫に旨（福王弘光帝の指示）を伝えて、内豎（宦官）五十三人を召し出して内廷（後宮）に来させて芝居を演じさせて飲酒した。上（福王弘光帝）が酒を飲みつくした後、童女二人が亡くなった。この二人は妓楼の雛妓で、馬士英・阮大鍼が送り届けてきたものであった。[亡くなった二人は] 北安門から担ぎ出し、妓楼の女将を付き添わせて埋葬した。[こうしたことに対して] 誰が敢えて物が言えるだろうか。これからは、南京の六院の妓女は、馬士英・阮大鍼に召し出されてしまい、まったく人がなくなった）『棗林雜俎』も日付を記していないが、同様の事を伝えている。

#### 女伎

甲申（崇禎十七年）秋、南教坊「下陳（後宮）を充たすに足らず」（後宮の女官を満たすに不足する：李斯「上書秦始皇」）、私に之を遠境より徴す。阮大鍼・楊文驄・馮可宗輩各々購進す。大内 嘗て「麒麟閣傳奇」を演ず。劇 未だ終らざるに、妓人 金鳳を首戴する者三あり。蓋し宮例、承幸すれば金鳳を戴せ、以て自から別つなり。上（福王弘光帝）體 魁碩（壯健）、一日に童女二人を斃す。厚載門より月に骸を出すこと若干なり。質弱萎蕤（本性がひ弱い）にして、塵露（ちりやほこりのようにちっほけなもの）に委ねれば、則ち馬士英 望風（様子を見る）導愆し、[阮] 大鍼輩 之に従いて靡くのみ……（上海圖書館藏清鈔本（『四庫全書存目』子部第一一三冊所収）『棗林雜俎』仁集・逸典・「女伎」条・二十五葉）。

（甲申（崇禎十七年）秋、南教坊だけでは後宮の女官を満たすには不足し、勝手に遠くの地域から召し出した。阮大鍼・楊文驄・馮可宗などは、それぞれ買い入れて進呈した。皇宮で「麒麟閣傳奇」が上演された。劇がまだ終わってもいないのに、妓女で金鳳を頭に挿している者が三人いた。宮中の決まりでは、天子の寵愛を受けたならば、金鳳を挿して、他人と区別したのである。上（福王弘光帝）は体が壮健だったので、一日に童女二人が亡くなった。厚載門からひと月ごとに亡くなった者を少しずつ搬出した。福王弘光帝は、もともと性格が軟弱で、ちりやほこりのような小人物に[すべてを]委ねたので、馬士英はその状況を見て[上（福王弘光帝）を]好き勝手にするように仕向けた。そして、阮大鍼などは、それに付き従った）

また、「一夕」とするだけで日時を記していないが、『明季南略』の著者の計六奇の従弟の胡鴻儀が、つぎのようなことを実際に見聞したと伝える。

故事に、宮中大變有れば、則ち夜半に鳴鐘す、と。一夕、大内 鐘鳴す。外廷 之を聞きて大いに駭き、常に非ざること有りと謂う。須臾にして内豎 門を啓きて出ず。鬼面の頭子（鬼面のかぶりもの）數十を索む。演戲せんと欲するのみ。笑う可し。此の如ければ安んぞ亡びざるを得んや。時に表弟の胡鴻儀 屯田署（工部屯田清理司）の中に在りて、親しく聞見する所の者なり。蘇州の醫者の鄭三山<sup>①</sup>有り、日々春方を以て上（福王弘光帝）に

進む。鄙褻多く、上（福王弘光帝）之を寵す（『明季南略』卷之三・「聲色」条）。

①鄭三山は、蘇州の著名な医者であった。しかし、吳偉業の「保御鄭三山墓表」（『梅村家藏藁』卷第五十・文集二十八所収）などを見ても、敢えてかもしれないが南京の政権とのかかわりは記されていない。

（これまでの前例として宮中で大事が起これば、夜に鐘を鳴らした。ある日の夕刻、皇宮で鐘が鳴った。外廷の朝臣たちはこれを聞いてたいへん驚き、非常事態が起こったとした。すぐに宦官が後宮の門を開いて出てきた。そして鬼面のかぶりもの数十を要求した。それで演劇しようとするためであった。笑うべきことである。このようであればどうして減ばないことがあるか。時に親戚の胡鴻儀が屯田（工部屯田清理司）の役所の中において、実際に見聞した。また、蘇州の医師に鄭三山なる者がいた。日々媚薬を上（福王弘光帝）に進めた。言うも憚られるような効果が多く、上（福王弘光帝）はこれを寵愛した）

さらに二十日には、

〔弘光元年正月〕甲辰（二十日）、内監 宮に進みて演戲す（『明季甲乙兩年彙略』卷之三・「弘光元年正月甲辰（二十日）」条・四葉）。

（弘光元年正月甲辰（二十日）、宦官が内廷（後宮）に来て芝居を演じた）

『甲乙事案』にも、

〔弘光元年正月〕甲辰（二十日）、内監 宮に進みて演戲す（『甲乙事案』卷下・「弘光元年正月甲辰（二十日）」条）。

（弘光元年正月甲辰（二十日）、宦官が内廷（後宮）に来て芝居を演じた）

とある。

『明朝通紀會纂』もほぼ同じ事を伝える。

〔弘光元年正月〕甲辰（二十日）、復た内監（監）を召して宮に進めて演戲さす（『明朝通紀會纂』卷之六・「弘光元年正月甲辰（二十日）」条・二十一葉）。

（弘光元年正月甲辰（二十日）、また宦官を召し出して、内廷（後宮）に来させて芝居を演じさせた）

また、元宵節（上元節）の事として、『甲乙事案』はつぎのように伝える。

時に燈夕に當り、上（福王弘光帝）躬<sup>みづ</sup>自から張燈（灯籠をつるす）す。太監の韓贊周 諫めて曰く、「天下の事 正に措手（処理）し難し。臥薪嘗膽するも猶お勝<sup>つ</sup>さざるを恐るに、乃ち躬<sup>みづ</sup>自から此の瑣褻（些細でみっともない）の事をせんや」と。上（福王弘光帝）曰く、「天下の事は老馬（馬士英）の在る有り、汝（韓贊周）必ずしも多言せず」と（『甲乙事案』卷下・「弘光元年正月」条）。

（元宵節（上元節）での灯籠飾りにあたって、上（福王弘光帝）は自分から灯籠をつるした。太監の韓贊周が諫めて「天下の事は、ほんとうに処理が難しくなっています。いま臥薪嘗膽の故事のように目的を果たすためにご苦労されているだけでは、尽くしきれないのを心配している状態です。なのに、どうしてご自身からこうした些細でみっともない

ことをなさるのですか」と言った。上（福王弘光帝）は、「天下の事は、老馬（馬士英）がいるではないか。お前（韓贊周）はどうこう言う必要はない」と言った

福王弘光帝が政務を顧みずに元宵節（上元節）の灯籠をみずから点灯しているというのである。

こうした福王弘光帝が国政を顧みず歓楽をつくしたとの記述であるが、その内容はほぼ同じである。また、常に遊興に興じていたならば、折に触れて具体的に記録されるのではと思われる。しかし、福王弘光帝の逸脱ぶりが具体的に伝えられるのは、ほぼこの時期に限られている。これは、どうしたことなのだろうか。

単なる推測に過ぎないのであるが、これはこの時期に行なわれる元宵節（上元節）とかかわりがあるのかもしれない。

そもそも、元宵節の期間は官員たちに十日の休暇が出されていた<sup>3)</sup>。

太監の劉若愚（原名は時敏。萬曆十二年（一五八四）～？。萬曆二十九年（一六〇一）に皇宮に入る）は『酌中志』（崇禎十一年（一六三八）自序）において、萬曆年間から崇禎初年にか

3) 元宵節の十日の休暇などについて、『萬曆野獲編補遺』は、つぎのように述べている。

永樂七年（一四〇九）正月十一日、欽しみて奉けたる太宗文皇帝（永樂帝）の聖旨に、「太祖（洪武帝）開基創業し、天下を平定すること四十餘年、禮樂政令、都て已に備具す。朕（永樂帝）即位して以來、務めて成法に違ふ。如今、風調雨順なりて、軍民業を樂しむ。今年、上元節は正月十一日より二十日に至る。這の幾日は、官人毎に都て節假（休暇）を與う。他に著して間暇（ゆつたりのんびり）と休息させ、事を奏せざらしむ。要緊（迫切）的の事有れば、明白に封（奏章等）を寫き進め來せ。民間の放燈（元宵節に灯籠を飾る風習）は、他に從いて飲酒し樂を作し快活（樂しむ）せよ。兵馬司（警察の職務を行なう役人）も都て禁ぜず（兵馬司もすべて樂しむことを禁止しない）、夜巡は著して攪擾して事を生ずるを不要（してはいけない）とす（中華書局鉛印本『萬曆野獲編補遺』に「夜巡著不要攪擾生事」と作るのによる）。[これを]永しえに定例と爲せ。愆うに官人は毎に更に用心して太祖皇帝の法度を守著し、軍民を愛恤し、永しえに富貴を保ち、共に太平を享くるを要めん。此れを欽しめ（このおことばをいただけ）」と。又た宣德二年（一四二七）正月十二日（辛丑）、欽しみて奉けたる宣宗皇帝の文武の羣臣の勅諭に、「朕（宣宗宣德帝）恭しく天命を膺け、大位を嗣承す。仰ぎて惟うに祖宗の創建守成の艱きは、夙夕（日夜）兢惕（戒懼）す。一に成憲に違ひ、以て天下を撫じ、上天の垂佑（庇護）に頼りて、海宇（海内）清平（太平）し、雨暘時若（氣候が調和する：『書經』洪範に「曰肅、時雨若。曰乂、時暘若（曰く肅なる、時雨若う。曰く乂なる、時暘若う）」）し、年穀遂成（養成）し、臣等を嘉與し、共に太平の樂を享く。今歲 維れ新たに、上元 節に屆り、特に百官に假十日を賜う。凡そ機務の重事有れば、封進し來り聞せよ。在京の軍民は、故事の如く張燈飲酒して樂しみを爲せ。五城兵馬は、夜禁を弛めよ。但だ戒飭（厳しく戒められた）さる官員軍民人等は、因りて事を生ずる（問題を引き起こす）を許さず。違ひし者は之を罪せよ。[これを]永しえに定例と爲せ。此れを欽しめ」と。以上の二例は皆な載せて令甲（法令）に在り。毎に年終に至るに、禮部 上疏して前例を援引して旨を請い、來年の新正（正月）に民間の放燈すること凡そ十晝夜を許さる。蓋し之を宋初の錢俶の買宴（臣下が金銭を出して君主の宴席を設ける）に比ぶれば三日を増すの外、又た二日を展す<sup>①</sup>。永樂七年己丑（一四〇九）より今上（神宗萬曆帝）の明年三十五年丁未（萬曆三十五年：一六〇七年）に至るまで、恰已に一百九十九年なり。四海承平（天下泰平）の日久し。輦下（京城）の繁富 百倍す。外方（遠方）燈市の盛なること、日新異（日日急速に変化する）なり。諸司の堂屬（下級官員）俱に放假（休暇をもらう）して遊遊（遊興）し、省署（中央官庁）空と爲る。惟だ辰・戌・丑・未の年は係れ大計定期なり。吏部・都察院官及び朝覲（君主に拝謁する）す。外吏（朝臣）舊と皆な禁有り。而れども微服して私に觀る者 仍お



乏しからざるなり。其の時、南宮（會試受験）の試士 大半（大部分）は鱗集（群集）し、朋を呼び伎を命（招く）じ、夜を徹して歌呼（歌唱）するも、人の訶詰（お咎め）無し。侯門（封侯）・戚里（外戚）・貴主（公主）・大璫（太監）の若きに至りては、則ち又た先ず重價（高額な料金）を期（約束）し、各々燈樓（灯籠をつるすアーチ）を占（占拠）す。尺寸の隙地の僅かに馬を旋すを容れるのみなるも、價は亦た不貲（はかり知れない）なり。初めて京師に至る者は駭歎胎愕（目をみはるほど驚く）し、正に宋の汴京なる者の如しとす。「春 紅錦堆中に過ぐるが如く、人 青羅（青色の絲織物）幙裏もて行くに似たり」とは、眞に太平の佳話なり。余（沈德符） 兒たりし時、繁華なるを目觀し、今に至るも夢に入る。近年 亦た稍稍舊觀を減ずと聞く。蓋し聖主の游幸 漸く稀にして、而して鰲山（非常に多くの灯籠を山の形に飾ったもの）の設も久しく已に停止す。亦た事理の然らしむるなり……（道光七年（一八二七）扶荔山房刻本『萬曆野獲編補遺』卷三・畿轉・「元夕放燈」・四十四葉～四十六葉）。

①永樂『實錄』につきのようにいう。

〔永樂七年（一四〇九）正月〕癸丑（十日）、元宵節 近づく。上（永樂帝） 禮部の臣に論して曰く、我が太祖高皇帝（太祖洪武帝）、天下に君たること四十餘年、法度 明（修）〔備〕す。朕（永樂帝） 成憲（これまでの国家のさだめ）を恪遵（謹守）し、四方をして虞ること無からしむ。民物（万物） 康阜（安楽で豊かである）にし、臣民と同じく太平を樂しまんことを思う。〔そこで〕正月十一日より始めと爲し、其れ元宵節の假十日を百官に賜う。朝參して事を奏せず。急務有れば、具本もて封進處分せよ。軍民の張燈・飲酒して樂しみを爲すを聽す。五城兵馬は夜禁を弛めよ。著して令と爲せ（『大明太宗體天弘道高明廣運聖武神功純仁至孝文皇帝實錄』卷之八十七・「永樂七年春正月癸丑（十日）」条）。

②いまのところ『實錄』には、この勅は見いだせない。ただ、陳建（字は廷肇、号は清淵。廣東東莞の人。弘治十年（一四九七）～隆慶元年（一五六七）。嘉靖七年（一五二八）の舉人）の『皇明歷朝資治通紀（皇明通紀）』に、

〔宣德二年（一四二七）〕正月、上元節を以て、勅して百官に假十日を賜え、各々をして燕飲して樂しみを爲さしむ。以て太平の休を彰かにす。是の歳より以て常と爲す（『皇明歷朝資治通紀（皇明通紀）』卷之十・「丁未 宣德二年」条）。

とある。

③宋の蔡條（字は約之、別号は無爲子・百柄居士。仙遊（福建莆田）の人。紹聖四年（一〇九七）～？。蔡京の子）の『鐵園山叢談』に「吳越錢王（錢俶） 來朝し、進錢（金錢を差し出す）すること若干にして此の兩夜を買う。因りて故事と爲る」と伝える。ただ、この伝説は「非なり」だと蔡條はいう。

上元の張燈は、天下 三日を止む 別本並びに「三夕」に作る。都邑も舊と亦た然り。後、都邑 獨り五夜たり。〔このことは〕、相い傳えて「吳越錢王（錢俶） 來朝し、進錢（金錢を差し出す）すること若干にして此の兩夜を買う。因りて故事と爲る」と謂う。〔しかしこれは〕、非なり。蓋し乾徳（九六三年～九六八年）の間、蜀孟氏 初めて降るは、正に五年（九六七）の春正月に當る。太祖 年豐時平なるを以て、士民をして樂しみに從わしめんとし、詔して開封は兩夜〔張燈の休暇〕を増す。〔二日増えたのは〕是れより始まる。別本「自是」の下、並びに「而」字有り。開寶（九六八年～九七六年）の末、吳越國王 始めて來朝す（『鐵園山叢談』卷第一）。

（永樂七年（一四〇九）正月十一日、つつしんで受け取った太宗文皇帝（永樂帝）の聖旨に、「太祖（洪武帝）が国家を創業して、天下を平定されてから、四十餘年となり、禮樂や政令はすべてすでに完備している。朕（永樂帝）が即位してから、つとめて法令を順守してきた。いま、おだやかな風と慈雨で、軍人や人々は楽しんで仕事にいそんでいる。今年、上元節は正月十一日より二十日となっている。この期間は、役人すべてに元宵節の休暇を与える。役人たちをゆつたりのみびりと休息させることにし、上奏を行なわせない。きわめて緊急の事があれば、はっきりと奏上の文を書いて伝達せよ。人々が灯籠を飾り、その飾りを見て飲酒し楽しんで喜んでもらいたい。治安維持を担当する兵馬司の役人もすべて〔この上元節を〕 樂しむことを禁止しない。夜警は騒がしくして事を起こしてはいけない。これを永久的な決まりとせよ。考えるに官員は、常にさらに心して太祖（洪武帝）の決まりを守り続け、軍人や人々をいつくしんで、永遠に富貴を保ち、共に太平を享受せよ。これをつつしめ」とあった。また、宣德二年（一四二七）正月十二日（辛丑）、つつしんで受け取った宣宗皇帝（宣宗宣德帝）の文武の臣下への勅諭に、「朕（宣宗宣德帝）は、恭しく天命を受け、帝位を継承した。仰ぎ思うに先の皇帝陛下たちが創設して守り続けたものの困難さは、日夜戒めとなるものである。ひとえに決まりに従って、天下を安んじ、

けての北京の宮中での元宵節の様子をつぎのように伝える。

・・・・上元（正月十五日）の前、或いは乾清宮の丹陛（宮殿の階段）の上に于いて七層の牌坊の燈を<sup>す</sup>安え、或いは壽星殿に方圓の鼈山（大亀の形状に積み上げる）燈を<sup>す</sup>安ゆ。高さ十三層に至る者有り。近侍を派して上燈（点灯）し、鐘鼓司 樂讚燈を作り、内府（王室の倉庫）庫備の蠟燭を供用し、内官 奇花・火礮・巧線盒子（花火の一種）・烟火（花火）・火人・火馬の類を監備す。誠に所謂ゆる「瞬息の樂、太平に粧點（おめかしする）」なり・・・（道光二十五年（一八四五）潘氏刻海山仙館叢書本『酌中志』卷之十六・「鐘鼓司」・二十三葉）。

（上元（正月十五日）の前は、内廷の乾清宮前の階段の上に七層建ての牌坊の灯籠を設置する。また〔煤山のそばの〕壽星殿に方圓の鼈山（大亀の形状に積み上げる）の灯籠を設置した。その高さは十三段になるものもあった。侍従を派遣して点灯し、鐘鼓司は「樂讚燈」を作り、内府は倉庫からロウソクを用意し、宦官は奇花・火礮・巧線盒子（花火の一種）・烟火（花火）・火人・火馬の類を準備した。ほんとうに、「瞬時の楽しみに、太平におめかしする」というものである）

そして正月立春からの風習はつぎのようであったという。

立春の時に至り、貴賤と無く皆な蘿蔔（大根）を<sup>か</sup>嚼む、[これを]「咬春」と曰う。互いに

---

上天のご加護によって、海内を太平にし、季節を調和させ、実りを豊かにし、臣下の者たちを奨励拔擢し、共に太平の楽しみを享受したい。さて、今年、年が改まり、上元に至ったので、特別に臣下の者たちに十日間の休暇を与える。おおよそ事務上の重大事があれば、上奏文にして伝達せよ。都に在住する軍人や民間人は、これまでのように灯籠を飾り飲酒して楽しむ。五城兵馬は、夜間の見回りを厳しくするな。ただし、厳しく処罰された官員・軍民・民間人などは、事を起こすことを認めない。違反した者は、処罰せよ。これを永久的な決まりとせよ。これをつつしめ」とあった。以上の二例は、みなすべて法令となっている。したがって、年の終わりになると、禮部は上疏してこの前例を引いて、皇帝の指示を求め、次の年の正月に十日間は民間で灯籠に点灯することが許された。これを宋初の錢俶が金銭を出して三日間を買い足したという故事と比較すると、さらに二日間延びているのである。永樂七年（一四〇九）から今上陛下（神宗萬曆帝）の來年（萬曆三十五年：一六〇七年）にいたるまで、ちょうど百九十九年になろうとする。天下泰平の日が久しく、都の繁栄は、以前の百倍となっている。地方での燈市は日々盛んとなっている。各役所の官員は、休暇をいただき遊興し、中央官署は閑散となる。ただ辰・戌・丑・未の年は、三年に一度の〔外官が朝覲する年にあたり〕大計（外察）の定期的年となる。吏部・都察院官と皇帝に拝謁しようとする外官は、もともと皆な十日の休暇は禁止されていた。ところが、人目につかない服装をして勝手に出かけた者は少なくなかった。この時、會試の受験生は、おおかた〔受験のため都に〕集まっていて、友達を呼び伎女を招いて、夜を徹して、歌い騒いだが、とやかく言う人はいなかった。封侯・外戚・公主・太監などは、高額な料金を支払い、灯籠をつるすアーチを独占した。わずかな隙間のように馬が回れるだけの所でも、価格ははかり知れなかった。初めて都にやってきた者は、驚嘆し目を見張り、まさしく宋の時の汴京の都のようだとした。「春 紅錦堆中に過ぐるが如く、人 青羅（青色の絲織物）幘裏もて行くに似たり」とは、ほんとうに太平の美しい逸話である。私（沈徳符）が子供であった時、繁華だったことを目にし、今にいたるまで夢に見るほどである。近年はいささか昔の様子ではなくなつたと聞く。皇帝陛下のおなりがまれになり、そして大亀のような形状に盛りあげた灯籠の設置も長らく中断されたため、これも当然のことである）

相い請宴（宴席に招く）、春餅（立春の日に食べる薄餅）<sup>と</sup>和菜を吃す。綿を以て耳を塞ぐは、其の聰を取ればなり。歳暮・正旦より、咸な頭に鬧蛾（髪につける飾り物。烏金紙を蝶娥の形に剪り、各種の絵具や針金で細工して蝶が舞う姿にする）を戴す。[鬧蛾は]、乃ち烏金紙（黒く光沢のある紙）もて裁成し、顔色（色彩）を畫装して就く者なり。亦た草虫（昆虫）・蝴蝶を用いる者有り、或いは首に簪<sup>かんざし</sup>とし、以て節景（時節の風景に合わせる）に應ず。仍お眞正（本物）の小葫蘆（ちいさな瓢箪）の豌豆（エンドウ豆）の大なる者有り、名づけて「草里金」と曰い、二枚 二三兩の等しかせざるに値す可し。皆な貴尙（贅沢で必要ないもの）なり。初七日は、人日なり。春餅（立春の日に食べる薄餅）<sup>と</sup>和菜を吃す。初九日の後より、即ち奩（食べ物贈る）し、燈市に燈を買い、「元宵」を吃する有り。其（「元宵」）の製法は[外は]糯米細麩を用い、内に核桃仁（クルミの実）・白糖を用いて果餡と爲し、水を灑<sup>そそ</sup>ぎて滾成（丸める）し、核桃の大きさの如くす。即ち江南の稱する所の「湯團」なる者なり。十五日は「上元」と曰う、亦た「元宵」と曰う。内臣（太監）・宮眷（皇后や妃）は皆な燈景（灯籠節の風景）の補子（胸側と背中側に縫いつけた四角い大ぶりのワッペン）の蟒衣（官員の禮服）を穿<sup>き</sup>る。燈市 十六 [日] に至りて更に盛んなり。天下繁華 咸な此に萃<sup>あつ</sup>まる。勲戚の内眷（女姓家族）登樓して玩看す。了<sup>まった</sup>く人を畏れず・・・十七日より十九日に至るに、御前に安設する各様の燈、盡く之を撤<sup>かたづ</sup>くるなり。二十五日は「填倉」と曰い、亦た酔飽酒肉（たらふく飲食する）の期なり（道光二十五年（一八四五）潘氏刻海山仙館叢書本『酌中志』卷之二十・「飲食好尙紀畧」・二葉～四葉）。

（立春の時になると、貴賤に関係なく蘿蔔（大根）を嚼<sup>か</sup>む。これを「咬春」という。お互いに宴席に招きあい、春餅（薄餅）と野菜を食べる。また、綿で耳をふさぐ。これは、自分の聡明さを閉じ込めて外に逃がさないというまじないである。年の暮れ・元旦から皆な頭に鬧蛾（髪につける飾り物）をつける。[鬧蛾は]、烏金紙（黒く光沢のある紙）を裁断し、着色して作成する。植物や蝶の形にする者もいる。また、かんざしとして用い、風景に合わせた者もいる。なお、本物の瓢箪形の豌豆（エンドウ豆）の大ぶりのものがあり、「草里金」といい、ふたつで二三兩に等しい価値があった。すべて贅沢で必要ないものである。正月七日は、人の日という。春餅（薄餅）と野菜を食べる。九日からは、食べ物を贈り、灯籠の市で灯籠を買い、「元宵」を食べる。「元宵」とは、外側はもち米を細かくしたのを用い、内側はクルミの実と白砂糖とを餡にしたもので、水を加えて丸めてクルミくらいの大きさにする。江南で「湯團」と呼ばれるものである。十五日は「上元」という。または「元宵」ともいう。内臣（太監）・宮眷（皇后や妃）は皆な燈景（灯籠を飾った風景）に合わせた補子（胸側と背中側に縫いつけた四角い大ぶりのワッペン）をつけた蟒衣（官員の禮服）を着た。燈市は、十六日になるとさらに盛大になる。天下繁華はすべてここに集まったかのようなのである。勲戚・内眷は登樓して鑑賞し、まったく人の目を心配しなかった。十

七日から十九日になると、皇帝陛下の前に配置した様々な灯籠は、すべて撤収する。二十日は「填倉」といい、また酔飽酒肉（たらふく飲食する）の時であった）

このように、もともと元宵節（上元節）は、官員に休暇が出され、宮中でも燈市が開催されて、にぎやかに過ごす期間であった。清政権の軍勢が近づき、不穏な状況にあった南京であるが、規模はどうであれ、やはり元宵節（上元節）のお祭りは行なわれたと考えられる。もしも、元宵節（上元節）のお祭りを取りやめたならば、当然記録されたはずだからである。すると、ここで伝えられる宮中での羽目を外したような騒ぎも元宵節（上元節）の祝祭のことはなかったか。福王弘光帝に批判的な人たちは、この祝祭をとらえ、誇張して記録したのではないかと私は推測する。

さらに言うと、『南渡録』は、福王弘光帝について、つぎのように伝える。

上（福王弘光帝）深宮に燕居し、毎に徘徊詫嘆（いぶかり嘆く）して、「諸臣 肯て我が用と爲る者無し」と謂う。聲色に於いて罕に近づくなり。然れども讀書 少なく、章奏 未だ親裁する能わず、故に内閣・外壬（媚びへつらう者）相い倚りて奸を爲し、皆な過ちを上（福王弘光帝）に歸す。端陽（端午）に蝦蟆を捕らえるが如きは、<sup>①</sup>此れ宮中の舊例なり。而して加うるに穢言を以てす。且つ「嬰童（美少年）・季女（少女）の死する者 踵を接す」と謂いて、内外 喧謗（大きく非難する）するは、辨ずる罔きなり。國の亡ぶに及び、宮女 皆な奔りて民家に入り、歴歴として吐狀（自分の口から説明する）し、始めて其の實を得。又た大學士（作「舊輔」）の吳姓<sup>4)</sup> 溧水に寓居し、曾て一<sup>ひとり</sup>の大璫に見え、宮府の事を問及（作「詢及」）するに、「上（福王弘光帝） 飲酒宴樂すること之れ有り、縦淫・方藥（房中藥）等の傳聞は確（真実）に非ず、惜しむらくは大學士の馬士英の挟む所と爲るのみ」と言う。蓋し[馬]士英 [崇禎十七年六月乙亥（十九日）<sup>②</sup>に]御史の黃澍の糾する所と爲るに縁り、密疏して「上（福王弘光帝）の立つを得るは、臣（馬士英）及び四鎮（左良玉・高傑・劉澤清・劉良佐）の力に繇る。其餘の諸臣は皆な潞藩を戴く<sup>おも</sup>を意う。今日臣（馬士英）を彈[劾]し去れば、明日 潞藩を擁立せん」と言う。上（福王弘光帝）其

4) 吳姓は、號は鹿友、江蘇興化の人。萬曆四十一癸丑年科（一六一三）三甲七十八名の進士。経歴について、『石匱書後集』は、つぎのように伝える。

吳姓、號は鹿友、揚州興化の人なり。萬曆癸丑の進士（萬曆四十一年癸丑科（一六一三）三甲七十八名の進士）。[福建] 邵武縣事に知たり、[福建] 晉江に調繁（事務繁雜な地域の役人に任ずる）さる。壬戌（天啓二年：一六二二年）に考選（勤務評価）されて山西道御史を授けらる。彈劾するに權貴を避けず。思宗二年（崇禎二年：一六二九年）、逆案を欽定するに、廷臣を文華殿に召す。是れより先、御史の毛九華（山東掖縣の人。萬曆四十七年己未科（一六一九）三甲一百七十六名の進士）禮部尚書の溫體仁（浙江烏程の人。萬曆二十六年戊戌科（一五九八）二甲四十三名の進士）を[彈]劾するに、[溫]體仁には「媚璫詩（太監の魏忠賢に媚びた詩）の刊本有り、とす。上（崇禎帝）[溫]體仁に問う。[溫]體仁 謂う「錢謙益の誣論より出づ」<sup>①</sup>。又た御史の任贊化（山西聞喜の人。天啓二年壬戌科（一六二二）三甲二百四十八名の進士）の[溫]體仁を參する疏を出す。其の語<sup>けがら</sup> 褻わし。上（崇禎帝）憚らず、[任]贊化を外に謫す。吳姓 出班（進み出て上奏する）して言う、「上（崇禎帝）[溫]體仁に因りて、前に

の言を信じ爲めに雨泣し、之を久しくす。以後、一切の朝事は俱に〔馬〕士英に委ぬ。又た言う、〔馬〕士英 阮大鍼の奸謀を聴き、『三朝要典』の鬪撃の事を以て、黨人の獄を興さんと欲す。〔しかし〕、上（福王弘光帝）獨り允さず、と。亦た其の人と爲りを想う可し（『南渡録』卷之六・「隆武二年五月、帝遇害於燕京」条）。

①『續幸存録』に「〔弘光元年〕五月五日に迨び、虜 已に江に臨む。〔ところが、福王弘光帝は〕中旨（宮中より宦官が伝達する天子の勅意）もて乞子（物乞い）に命じて蝦蟆を捕らえて房中藥と爲す。嗟乎、蝦蟆天子・蟋蟀相公（南宋の賈似道）、虜 無しと雖も、能く亡びざらんか」（『續幸存録』卷之下・「南都襟志下」）。

②『弘光實錄鈔』卷一・「崇禎十七年六月乙亥（十九日）、湖廣巡按御史黃澍召對、劾馬士英於上前」条による。

（上（福王弘光帝）は宮中の奥に閑居されて、いつもいぶかり嘆いて、「臣下の者たちは私の任用に耐えるものがない」とおっしゃっていた。声色についてはあまりお近づけにならなかった。ところが勉強に励んでこれなかったので、上奏文はご自身で決裁できなかつ

章允儒（江西南昌の人。萬曆四十四年丙辰科（一六一六）三甲六十八名の進士）を削り、房可壯（山東益都の人。萬曆三十二年甲辰科（一六〇四）三甲二百三十六名の進士）・瞿式耜（字は起田、号は槐林・耘野・稼軒・耕石齋・槐林居士。蘇州常熟の人。明・萬曆十八年（一五九〇）～清・順治七年（一六五〇）。萬曆四十四年丙辰科（一六一六）三甲一百九十七名の進士）を降す。今、又た任贊化を斥（貶斥）し、班行（朝官）色無し。言官を召還せんことを乞う」と。聴かず。〔溫〕體仁 大拜（主補に任命される）さる後、心に〔吳〕牲を惡む。〔吳〕牲も亦た緘黙（口を閉ざす）し、以て其の鋒を避く。〔溫〕體仁 位を去り、〔吳〕牲 始めて入職す。浮沉（埋没）すること十四五年なり。壬午（崇禎十五年：一六四二年）〔六月己未〕に至り、始めて〔詹事の〕蔣德璟（福建晉江の人。天啓二年壬戌科（一六二二）二甲六十九名の進士）・黃景昉（福建晉江の人。天啓五年乙丑科（一六二五）二甲十八名の進士）と三人同じく大拜され、禮部尙書・東閣大學士に陞り、入直辦事（勤務して仕事する）す。未だ侍郎に轉ぜざるに、遽に尙書を加えられるは、特眷より出づ。時に召對するに因りて、三人（蔣德璟・黃景昉・吳牲）力めて黃道周を清修博學なりとし、并せて永戍され窮苦するの狀を言う。上（崇禎帝）意動く。遂に賜環（辺境に流された臣下を呼び戻す）の命有り。初め會推する時、忽ち昔人の「封還詔書（封じて詔書を還す）」（封をしたままで詔書を返上する：『漢書』王嘉傳）の遺意有り。癸未（崇禎十六年：一六四三年）、叙輔佐勲され、太子少保戸部尙書兼ねて文淵閣大學士に晉み、三代誥命、蔭一子、入監讀書（國士監に入って讀書する）を給せらる。後、時事の日々非なるを見、揆（尙書の地位）に在りて屢止める（家に閉じこもる）こと十有五月、遂に執意（自分の考えを押し通す）して乞歸（辭職して帰郷する）せんとす。癸未（崇禎十六年：一六四三年）、得請（申し出が認可される）す。未だ幾ばくならずして即ち國變に値る。三人（蔣德璟・黃景昉・吳牲）皆な難に與からず。時人 其の見幾（情勢をよく予知する）に服す（『石匱書後集』卷第十三・「吳牲」）。

①『烈皇小識』に「御史の毛九華 疏もて溫體仁の「逆祠獻媚詩」冊を糾（摘発）し、任贊化 疏もて〔溫〕體仁の居郷不法の事を糾（摘発）す。上（崇禎帝） 召對す。〔溫〕體仁 奏するに「臣（溫體仁） 若し「媚瑤祠詩」有れば、必ず手書を以て贄（贈送）と爲す。萬に木刻の理無し。既に係れ刻本なれば、必ず流傳は廣布ならん。何ぞ兩年を以て來るに絶えて人の論及すること無けんや。且つ此の冊 何ぞ逆瑤を籍没するの時に發せず、而して九華の手に得らるるや。乞う皇下（上？） 敕して該部に下して刻する所の人に此の詩は何れより來るを得るかと嚴究すれば、則ち眞偽 立どころに見わらる。若し但だ刻本を以て據と爲せば、則ち刻匠 遍滿都城し、錢謙益の力を以てすれば、何ぞ假捏（捏造）す可からざる所ならん」と……（『烈皇小識』卷二）。

た。そこで、内廷の太監や外廷の奸人などが手を組んで悪事を行ない、それを上（福王弘光帝）になすりつけた。端午に蝦蟇を捕らえさせたのも、宮中行事であった。なのに、〔蝦蟇で媚薬を作らせたという〕品のない話しをつけ加えた。また、「嬰童（美少年）・季女（少女）が〔福王弘光帝の宴席で〕相次いで亡くなった」と言って、内外が大きく非難したのは、はっきりさせるまでもないことである。福王弘光帝の政権が滅んで、宮女が人々の家に逃れ出てきて、詳しく自分の口から説明するようになり、はじめて実際の事がわかるようになった。さらに、大學士であった吳甞<sup>ごしん</sup>が溧水（江蘇溧水）に仮住まいしていた時に、ひとりの太監に出会い、後宮のことを質問したことがあった。その太監は、「上（福王弘光帝）が飲酒されたり宴会をなさったことはあるものの、快樂を追求したり、房中薬のようなことについて伝わっていることは真実ではありません。上（福王弘光帝）が大學士の馬士英の言いなりとなるだけであったのは残念なことでした」と言った。そのことについては、おそらく馬士英は、〔崇禎十七年六月乙亥（十九日）に〕御史の黃澍が自分を糾弾したことから、ひそかに上奏して、「上（福王弘光帝）が即位なさることができたのは、臣（馬士英）と四鎮（左良玉・高傑・劉澤清・劉良佐）の努力によるのです。それ以外の官員は、みな潞王を立てようと考えておりました。いま臣（馬士英）を失脚させれば、明日には潞王が擁立されるでしょう」と言った。上（福王弘光帝）は、その言葉を信じ、そのために長い間ひどく泣いた。以後、すべての政務はすべて馬士英に委任するようになった。また、馬士英は、阮大鍼の奸計を取り上げて、『三朝要典』についてのいざこざを利用し、黨人の獄を引き起こそうとしたが、上（福王弘光帝）はひとりお認めにならなかったという。その人となりを推し量るべきであろう）

声色をあまり近づけることはなかったが、皇帝としての教育を受けておらず、政務を決裁できなかった。非難される様々な行動は、根拠があるものではない。ただ、自分では何もできず馬士英の言いなりになっていたという。

二月一日になると、太監の田成の提案を承認して、嘉興・紹興の二府で淑女の選抜を行なわせた。

〔弘光元年二月朔〕、内臣の田成の疏を允（許諾）し、淑女を嘉興・紹興の二府に選ばしむ（『南渡録』卷之五・「弘光元年二月朔」条）。

〔弘光元年二月朔〕、内臣の田成の申し出を允（許諾）し、嘉興・紹興の二府で淑女の選抜を行なわせた）

『南疆逸史』と『明季南略』・『聖安皇帝本紀』は、嘉興・紹興の二府で淑女の選抜を行なわせたとのみ記す。

〔弘光元年〕二月庚<sup>あつ</sup>（甲）寅朔、嘉興・紹興二府に於いて淑女を選ぶを命ず（『南疆逸史』卷一・紀略第一・安宗）。

（弘光元年二月朔、嘉興・紹興の二府で淑女の選抜を行なうことを命じた）

[弘光元年二月] 初一甲寅朔，嘉興・紹興の二府に淑女を選ぶを命ず（『明季南略』卷之三・「二月甲乙史」条）。

（弘光元年二月朔，嘉興・紹興の二府で淑女の選抜を行なうことを命じた）

[弘光元年] 二月甲寅朔，嘉興・紹興二府に於いて淑女を選ぶを命ず（『聖安皇帝本紀』下・「弘光元年二月甲寅朔」条）。

（弘光元年二月朔，嘉興・紹興の二府で淑女の選抜を行なうことを命じた）

『國権』では，嘉興・紹興の二府に淑女の選考を督促したのは，浙江では淑女選抜を避けるための民間の婚姻がほとんど終わっていて，太監の田成が任務を遂げることができなかったからだという。

[二月甲寅朔]，嘉興・紹興を責（督促）めて淑女を遴選す。太監の田成 浙に入りてより，民間の嫁娶（婚姻） 幾んど盡き，久しく未だ竣えざればなり（『國権』卷一百四・「弘光元年二月甲寅朔」条・六一八〇頁）。

（[弘光元年二月朔]，嘉興府・紹興府に督促して淑女の選抜を行なわせた。太監の田成が浙江に入ると，民間の嫁娶（婚姻）がほとんど終わっていて，選抜の任務を遂げることができなかったからである）

『明季甲乙兩年彙略』もほぼ同じ事を伝える。

二月甲寅朔，……嘉 [興]・紹 [興] の二府を責成（命じる）し，淑女を遴選さす。太監の田成 浙 [江] に入りてより，民間の嫁娶 幾ど盡き，久しく未だ人有らず。故に是の命有り（『明季甲乙兩年彙略』卷之三・「弘光元年二月甲寅朔」条・六葉）。

（弘光元年二月朔，嘉興・紹興の二府に命じて淑女の選抜を行なわせた。太監の田成が浙江に入ると，民間の嫁娶（婚姻）がほとんど終わっていて，[選抜する] 淑人がいなかった。そこでこの指示が出された）

なお、『甲乙事案』は，紹興を杭州とし，日にちははっきりしないが，「弘光元年一月」条に掛けている。

太監の田成に詔諭し，嘉 [興]・杭 [州] 二府の淑女を遴選するを責成（命じる）す。[太監の田] 成 浙 [江] に入りてより，民間の嫁娶 幾ど盡き，久しく未だ人有らず，故に是の諭有り（『甲乙事案』卷下・「弘光元年一月」条）。

（太監の田成に諭を下して，嘉 [興]・杭 [州] 二府での淑女選抜の任務を行なうように命じた。太監の田成が浙江に行くと，民間の婚姻がほとんど終わっていて，すでに対象者がいなくなっていたため，この指示が出された）

十二日には，蘇州の織造局に婚姻の冠服の作成を命じたという。『南疆逸史』は，つぎのよう

[弘光元年二月] 乙丑（十二日），蘇州の織造に大婚の冠服を命ず（『南疆逸史』卷一・紀略第一・安宗）。

(弘光元年二月乙丑(十二日), 蘇州の織造局に大婚(皇帝の婚姻)の冠服[の作成]を命じた)

『聖安皇帝本紀』は、織造局ではなく蘇州で作成を命じたとする。

[弘光元年二月]乙丑(十二日), 蘇州に大婚の冠服を製造するを命ず(『聖安皇帝本紀』下・「弘光元年二月乙丑(十二日)」条)。

(弘光元年二月乙丑(十二日), 蘇州で大婚(皇帝の婚姻)の冠服を製造するよう命じた)

なお、『小腆紀年増攷』の「明命於蘇州織造大婚冠服」条で、徐廩はつぎのようなコメントを加えている。

徐廩 曰く、常事なるのみ。何を以て書す。譏ること侈おおすぎればなり。箕子 曰く、「彼(紂)象箸つゝを爲れば、必ず玉杯つゝを爲らん」<sup>①</sup>。一端を擧ぐるなり。而して其の他は知る可きなり(『小腆紀年増攷』卷第九・「明命於蘇州織造大婚冠服」条)。

①『史記』宋微子世家に「箕子歎曰、彼(紂)爲象箸、必爲玉杯(杯)。爲杯(杯)、則必思遠方珍怪之物而御之矣。輿馬宮室之漸自此始、不可振也(箕子 歎じて曰く、彼(紂) 象箸を爲れば、必ず玉杯(杯)を爲らん。杯(杯)を爲れば、則ち必ず遠方の珍怪の物を思いて之を御もちいん。輿馬宮室きごしの漸なとなること此れより始まる。振つゝう可からざるなり)」。

(徐廩がいう、[大婚(皇帝の婚姻)の冠服を製造するということは]些末なことである。なのにどうして記したのか。それは、譏ることが大きいからである。箕子が「紂が象牙の箸を作ったのならば、必ず玉杯を作りたくなる」と言ったのは、一端を示して[全体をつかもうとさせた]のである。その他の事は、理解できるであろう)

こうして、二月二十二日には、禮部に対して広く淑女選考を行なうよう命じている。

[弘光元年二月乙亥(二十二日)], 禮部に廣く淑女を選ぶを命ず(『國權』卷一百四・「弘光元年二月乙亥(二十二日)」条・六一八七頁)。

([弘光元年二月乙亥(二十二日)], 禮部に対して広範囲に淑女を探すよう指示が出された)

『明季南略』は、詳しくつぎのようにいう。

[弘光元年(順治二年)]二月二十三日, 禮部に廣く淑女を選ぶを命ず。一日(ある日), 馬[士英]云う、「妃を選ぶ内臣の田成①本(上奏文)有りて來り報ずるに、杭州に淑女程氏を選ぶ」と。上(福王弘光帝)一人を見て、大いに樂しまず。已にして批旨して云う、「選婚の大典, 地方官 漫として經心せず(まったく気かけない), 且つ醜惡を以て數を充つる(數を合わせる)は、殊に罪有りと爲す。撫・按・道官に責成(責任をもって行なわせる)させ、嘉興府に于いて加意(特に注意して)遴選(選抜)させよ。務めて端淑(端正で美しい)なるを要す。仍お前の玩忽(職務を軽んじる)なるが如ければ、一併に治罪(処罰)す」と。阮大鍼 曰く、「定額かの三名は少く可からず」と。浙江巡撫の張秉貞<sup>5)</sup>・内官の田成 旨を得て嘉興に出示(告示)す。合城(全城)大いに懼れ、晝夜 嫁娶(婚姻)を行なう。貧富・良賤・妍醜・老少 俱まに錯まじえて、合城 狂まうが若く、行路 擠塞(ひ



しめき合ってふさがる)す。蘇州 之を聞きて亦た然り。錯配<sup>しる</sup> 紀すに勝う可からず。民間 編じて笑歌を爲る。選する所の程氏 母家に寄養され、毎日三兩を廩給さる。[そして] 仁和・錢塘の兩縣に仰(命令)して各々護衛の皂快五名を差(派遣)し、程門に在りて伺候(警護)さす。田成 復た嘉興に至り、從者百人、察院に坐して恣<sup>ほしま</sup>なること甚し。凡そ選すること二十餘日、二名を選中す。一は王氏、一は李氏、俱に小姓(家柄がそれほどでもない)の女なり。[宦官の田成は]、程氏・[嘉興で選出された二人の]淑女三人と、乃ち南京に返る(『明季南略』卷之三・「聲色」条)。

①『明季南略』のこの条の末尾に、「野史に載す馬[士英]の語に内に、「選妃の内臣を遣りて浙江に往く」は、俱に「田壯國」と云う。而して編年(『明季甲乙彙編』・甲乙(『明季甲乙兩年彙略』)の諸書は則ち載せて「田成」とす(『明季南略』卷之三・「聲色」条)とあり、「田壯國」は『明季甲乙彙編』・『明季甲乙兩年彙略』では「田成」としている、という。

(二月二十三日に、禮部に命じて広範囲に淑女の選抜を行なわせた。ある時、馬士英が「妃を選抜している宦官の田成が杭州で程氏を選んだという報告をよこしてきました」という。上(福王弘光帝)は、選抜されてきた一人を見て、ほんとうにお気に召さなかった。そして、「妃の選抜の儀式は、地方官は適当にしまつたか気にかけていない。そのうえ、見てくれのよくない者で員数合わせをしているのは、特に罪がある。巡撫・按察使・道官に責任をもって行なわせて、浙江嘉興府で特に注意して選抜させよ。つとめて端正で美しい者を求めよ。なお前回のよう職務を軽んじるようであるならば、まとめて処罰する」との

✓ 5) 張秉貞は、南直隸(安徽)桐城の人。崇禎四年辛未科(一六三一)二甲五名の進士。

『國權』に、

張秉貞 右僉都御史巡撫浙江と爲る。時に吏部 南京太僕寺少卿の張弘道と四川按察副使の張秉貞を推す。[張] 秉貞 阮大鍼の甥を以て之を得(『國權』卷一百三・「崇禎十七年十月乙亥(二十一日)」条・六一五八頁)。

とあり、崇禎十七年十月二十一日に阮大鍼の甥ということから、「四川道按察副使」から昇任して浙江巡撫に任命されたという。

『南渡錄』には、「順德副使」からの昇任だとして、つぎのようにいう。

順德副使の張秉貞を都察院右僉都御史巡撫浙江等處に起陞す。

初め文書房の内員 傳うるに「今、張弘道を推す。[しかし、張弘道は] 耄(高齢)に因りて、部に入り見える可からず」と。閣臣 [張] 秉貞の名の上にあるを以て、竟に點用す、と。上の傳は、疑うらくは假托なり。[張] 秉貞 後に北(清政權)に降りて禮部郎中と爲る(『南渡錄』卷之三・「崇禎十七年十月乙亥(二十一日)」条)。

乾隆『江南通志』には、

張秉貞、[安徽安慶府]桐城の人。明の辛未(崇禎四年：一六三一年)の進士。順治中、歴官して[順治十年五月二十六日]刑部尚書たり。解任釋滯(冤罪・難事を解決する)し平反(無罪にする)する所多し。[順治十一年八月十九日]兵部[尚書]に改められ、軍國(軍事と国政についての政策)を運籌(立案)し、勤勞(勤務にはげむ)を以て官に卒す。「儔和」と諡さる(乾隆『江南通志』卷一百四十六・人物志・宦績八・安慶一府・國朝・「張秉貞」)。

とある。

指示文を出した。阮大鍼は、「規定である三名〔という人数〕は欠けてはいけません」という。浙江巡撫の張秉貞と宦官の田成は、福王弘光帝の命令を受けて嘉興に告示した。嘉興城内は、大いに恐れおののいて、昼夜にわたって婚礼が行なわれた。貧者も富者も、良民も賤民も、美しい者もそうでない者も、老いも若きも、あらゆる人たちを巻き込んで、城内はおかしくなったように道路はひしめき合っただけでふさがってしまった。蘇州もこれを聞いて同様であった。無茶苦茶な婚姻は、記すに堪えないくらいであった。人々は戯れ歌を編纂した。〔杭州で選出された〕程氏は、実家で養わせ、毎日三兩を支給した。そして、仁和・錢塘の両縣に命令してそれぞれ護衛の下役五人を派遣し、程家を警護させた。田成はまた嘉興にやってきた。その従者百人は、巡按察院の役所に滞在して好き勝手なことを極めた。二十日あまりかけて二人を選び出した。一人は王氏で、一人は李氏であり、ともに名家の出の女性ではなかった。宦官の田成は、程氏と嘉興で選出した二人の淑女三人と、南京に帰った)

二月二十六日には、太監の田成が程氏を選び出したが、さらに二人を選考するようにと指示が出された。

〔弘光元年二月己卯(二十六日)〕、太監の田成 淑女の程氏を選ぶ。命じて再び二人を進ましむ(『國権』卷一百四・「弘光元年二月己卯(二十六日)」条・六一八九頁)。

(〔弘光元年二月己卯(二十六日)〕、太監の田成が淑女として程氏を選抜した。そして、さらに二人を選抜するように指示が出された)

『明季甲乙兩年彙略』は、選ばれた淑女程氏以外に、福王弘光帝がさらに二人選出定員を満たすように指示したとする。

〔弘光元年二月〕己卯(二十六日)・・・太監の田成 淑女程氏を選び到らす。上(福王弘光帝) 再び二女を選びて數に充てんことを命ず(『明季甲乙兩年彙略』卷之三・「弘光元年二月己卯(二十六日)」条・十二葉：『明季甲乙彙編』卷之三・「弘光元年二月己卯(二十六日)」条も同文)。

(弘光元年二月己卯(二十六日)、太監の田成が淑女程氏を選抜して送ってきた。そして、上(福王弘光帝)はさらに二人を選抜して、淑女三人の数を満たすよう指示を出した)

また、『甲乙事案』も、日付ははっきりしないが、上(福王弘光帝)がさらに二人を選抜して、淑女三人の定員を満たすよう指示を出したとする。

太監の田成 淑女程氏を選び到らす。上(福王弘光帝) 再び二女を選びて數に充てんことを命ず(『甲乙事案』卷下・「〔弘光元年二月〕附録」条)。

(〔弘光元年二月〕、太監の田成が淑女程氏を選抜して送ってきた。そして、上(福王弘光帝)はさらに二人を選抜して、淑女三人の数を満たすよう指示を出した)

すでに検討した『明季南略』(卷之三・「聲色」条)に「阮大鍼 曰く、「定額かの三名は少く可からず」とあるように、淑女三人の選抜は、既定の数値であったようだ(本稿(2)注3(『経

済理論』第414号・12頁：2023年）参照）。ただ、『明季甲乙兩年彙略』や『甲乙事案』のように「上（福王弘光帝）再び二女を選びて數に充てんことを命ず」という書き方だと、福王弘光帝自身が定員を満たすことに熱心であったかのような印象を受ける表現になってしまう。

なお、ここで選出された三人の女性の中に祁彪佳の一族の諸生の娘がいた。後に錢謙益によって、進駐してきた清政権の豫王に差し出されたという。

弘光（福王弘光帝）后を選ぶも屢々中らず。特旨もて浙東に至り三女子を揀選せしむ。[そうして選抜された一人は]祁彪佳の族なり。其の父 諸生爲り。弘光（福王弘光帝）位を避け、其の女と父 尙お金陵に在り。禮部尙書の錢謙益 選ぶ所の女を豫王に送る。女の父 [錢] 謙益の門に登る。一時人 詫異（驚き怪しむ）せざる無し（『虞陽說苑甲編』所収『錢牧齋遺事』一卷・十三葉）。

（弘光（福王弘光帝）は皇后候補を選ばせたが、何度も意にかなうものはいなかった。そこで特別に指示して浙東で三人の女性を選考させた。[そうして選抜された一人は]祁彪佳の一族の者で、その父親は諸生であった。弘光（福王弘光帝）が退位して、その女性と父親はなお南京に留まっていた。禮部尙書の錢謙益は選出された女性を「進駐してきた清軍の最高長官の」豫王に送り届けた。女性の父親は、錢謙益の門人となった。当時の人は、奇異だと思わないものはいなかった）

弘光元年（順治二年）三月は、皇后・淑女選抜についての記録が見当たらない。これは、『明季南略』に、「田成 復た嘉興に至り・・・凡そ選すること二十餘日、二名を選中す」（『明季南略』卷之三・「聲色」条）とあることからすると、杭州で「程氏」が選抜された後、さらに二人の選考が三月の中旬まで行なわれていたことが関係するのかもしれない。

また、この時期、僞太子や僞妃童氏があらわれ、その対応に追われていたことがかかわっているのであろうか。なお、この僞太子事案については、拙稿「北来の太子に対する南明政権の対応について」（『経済理論』第380号：2015年）参照。僞妃童氏事案については「南明政権における童氏案について（1）～（4）」（『経済理論』第397・398合併号・第399号・第401号・第402・403合併号：2019年～2020年）参照。

四月九日に、選考した淑女を四月十五日に元輝殿に招き入れるようにとの指示が出される。

[弘光元年四月辛酉（九日）]、望日（十五日）に淑女もて元輝殿に進むを命ず（『國權』卷一百四・「弘光元年四月辛酉（九日）」条・六二〇三頁）。

（[弘光元年四月辛酉（九日）]、望日（十五日）に「選抜した」淑女を元輝殿に招き入れるよう指示が出された）

『南渡録』によると、四月十五日に招き入れたのは、皇后候補を選定するためであったようだ。

[弘光元年四月甲子（十二日）]、十五日に中宮（皇后）を選ぶを「選」擇す。禮部尙書の錢謙益 并せて東西の二宮を選ばんことを請う。旨を候つ（皇帝の指示を伺う）を命ず（『南渡録』卷之六・「弘光元年四月甲子（十二日）」条）。

([弘光元年四月甲子(十二日)], 四月十五日に中宮(皇后)を選抜することを決めた。禮部尚書の錢謙益は、同時に[皇帝として備えることになっている]東西の二宮も選抜することを願ひ出た。これについて、旨を候つ(皇帝の指示を伺え)との命令が出た)

『明季南略』にも、錢謙益が十五日に元輝殿に淑女を導きいれて皇后選定を行なうように提案したとある。そのために、十一日に貢院(科挙の試験場)で集められた七十人を選考し、阮氏一人を選び出した。そして太監の田成は浙江で選抜した五十人の中から王氏一人を選び出した。それとは別に属吏の周氏が自分の娘を献上した。十五日にこの三人が宮中の元輝殿に招きいれたという。

四月初九日、錢謙益「選び到るの淑女は、著して十五日に于いて元輝殿に進ましむ」と奏す。十一日、貢院(科挙の試験場)に七十人を選し、阮姓一人を中選(選ひ出す)す。田成 浙に選する五十人中、王姓一人を中選とす。周書辦 自から女一人を獻ず。俱に皇城の内に進む(『明季南略』卷之三・「聲色」条)。

(四月九日、錢謙益は、「選ひ出した女性は、十五日に元輝殿に進め来させるようにすべきです」と上奏した。そして、十一日に貢院(試験場)で七十人を選考し、阮氏一人を合格とした。田成は、浙江で選ひ出した五十人の中から、王氏一人を合格とした。書辦(文書を取り扱う属吏)の周氏が自分から自分の娘を献上した。この三人は一緒に宮中に導きいれた)

來集之の『南行載筆』は、浙江で集められた女性の数を「五人」とし、日時をはっきりと記していないが、つぎのように伝える。

……南京に選定する七十人の内より一阮淑女を擇び、浙江 選する所の五人の内より一王淑女を擇ぶ。又た輦下(南京)の一周淑女、其の父 夤緣(つてを頼って)自獻し、亦た之を擇取さる。三官 已に定まるも、六禮(婚礼にいたるまでの「納采」・「問名」・「納吉」・「納徵」・「請期」・「親迎」の六つの儀礼) 未だ成らず。西華門外に于いて、廠を設け供奉し、綵を門に懸け、毎日、女奴 綵輿もて路に演習す。禮官 方に日を擇びて大婚(天子の婚礼)せんとす。而るに「鞞鼓 地を動かし、驚破す霓裳羽衣」(白居易「長恨歌」)なり。[五月] 初十日 傳旨ありて、三淑女 母家に放ち歸す(『南行載筆』不分卷・七言古風・「續恨歌」・二十五葉～二十六葉)。

(南京で選ひ出された七十人の中から、阮氏ひとりを選び出し、浙江で選考した五人の中から王氏ひとりを選び出した。南京の周氏は、その父親がつてを頼って献上し、選ばれた。このようにして三人の候補者は決まったが、婚姻についての儀式(六禮)は行なわれなかった。ただ、西華門の外に廠(建物)を組み立てて[三人の候補者に]奉仕し、彩色の絹を城門に掛け、毎日女官たちが綵輿(飾った轎子)の[運行]を道路で練習した。禮部の官員たちは、吉日を選んで天子の婚姻を執り行なおうとした。ところが、「鞞鼓 地を動かし、驚破す霓裳羽衣」のような状況となり、五月十日に旨(指示)が伝えられ、三人の淑

女（阮氏・王氏・周氏）は実家に帰されることになった）

選ばれた三人は、西華門の外の建物で留め置かれて、関係者たちは福王弘光帝の婚姻の準備を行なったという。

『國権』によると、四月十一日に、阮大鍼の姪の阮氏が淑女に選ばれ、太監の田成は浙江の王氏と周氏とを選んだという。『國権』では、『明季南略』の伝える所と異なり、周氏は書辦（文書を取り扱う属吏）の周氏の娘ではなく、浙江の周氏となる。

[弘光元年四月癸亥（十一日）]、淑女阮氏 阮大鍼の姪女 を選ぶ。太監の田成 浙江の王氏・周氏を選ぶ（『國権』 卷一百四・「弘光元年四月癸亥（十一日）」条・六二〇三頁）。

（[弘光元年四月癸亥（十一日）]、阮大鍼の姪の阮氏が淑女に選ばれた。太監の田成は浙江の王氏と周氏とを選んだ）

『鹿樵紀聞』も、『國権』と同じ内容の事を記している。ただし、浙江で選抜した候補者の選抜は、前日の壬戌（十日）に掛けている。

是の日（弘光元年四月癸亥（十一日））、淑女を貢院に彙選す。七十名中、阮氏一名を選中す。[阮] 大鍼の姪子（一族の娘）なり。[その前日の] 壬戌（十日）には、浙中の淑女五十人を送致す。王姓一名・周姓一名を選中し、俱に皇監に送る（辛亥（一九一一年）十月初版『痛史』第十五種『鹿樵紀聞』卷上・福王下・八葉）。

（是の日（弘光元年四月癸亥（十一日））、淑女を貢院（科挙の試験場）で集めて選考を行なった。七十名から、阮氏一名を選び出した。[この阮氏は] 阮大鍼の姪子（一族の娘）であった。[その前日の] 壬戌（十日）には、浙中の淑女五十人が送り届けられてきた。[その中から] 王氏と周氏とを選び出した。この三人を皇監（宮中の役所）に送り出した）

こうして、『南疆逸史』・『聖安皇帝本紀』によると、十五日には宮中の元輝殿で皇后候補の選考が行なわれた。ただし、誰が最終的に皇后候補となったのかは記されていない。

[弘光元年四月] 丁卯（十五日）、淑女を元輝殿に選す（『南疆逸史』 卷一・紀略第一・安宗：『聖安皇帝本紀』 下・「弘光元年四月丁卯（十五日）」条も同文）。

（弘光元年四月丁卯（十五日）、淑女を元輝殿で選抜した）

そして、この三人は五月まで宮中に留め置かれた。

五月五日の端午節の朝賀を福王弘光帝は受けなかったという。『國権』は、娯楽を優先したためだという。

[弘光元年五月] 丙戌（五日）、羣臣 賀を進む。上（福王弘光帝） 優樂（娯楽）ありて朝せず（『國権』 卷一百四・「弘光元年五月丙戌（五日）」条・六二〇七頁）。

（弘光元年五月丙戌（五日）、臣下の者たちが朝賀しようとしたが、上（福王弘光帝）は娯楽のために外廷に出てこなかった）

『明季南略』も演劇で朝賀を受ける暇がなかったとする。

[弘光元年五月] 初五日丙戌、百官 賀を進む。上（福王弘光帝） 視朝せず。串戯（演戯）

暇無きを以てなり（『明季南略』卷之四・「五月紀略」条）。

（弘光元年五月初五日丙戌、臣下の者たちが朝賀しようとしたが、上（福王弘光帝）は外廷に出て政務をとらなかった。観劇のためその暇がなかったからである）

『明季甲乙彙編』も同じ事を伝える。

〔弘光元年五月〕丙戌（五日）、賀を進む。上（福王弘光帝）申戯（演戯）の忙しきを以て視朝せず（『明季甲乙彙編』卷之三・「弘光元年五月丙戌（五日）」条）。

（弘光元年五月丙戌（五日）、臣下の者たちが朝賀しようとしたが、上（福王弘光帝）は観劇のため外廷に出て政務をとらなかった）

そして、五月十日には選抜した阮氏・王氏・周氏の三人を実家に帰らせている。

〔弘光元年五月〕辛卯（十日）、淑女阮氏・王氏・周氏 母家に歸す（『國權』卷一百四・「弘光元年五月辛卯（十日）」条・六二〇八頁）。

（弘光元年五月辛卯（十日）、淑女候補の阮氏・王氏・周氏を実家に帰した）

『明季南略』もつぎのようにいう。

五月初十日辛卯晨に至り、傳旨（旨が伝達される）ありて、三淑女の經廠に在る者は、母家に放ち還せ、と。時に清兵の至るを以て、是の夕 將に出狩せんとすればなり（『明季南略』卷之三・「聲色」条）。

（五月十日の晨に、三人の淑女の經廠にいる者は、実家に放ち返すようにという旨が伝達されてきた。この時、清政権の軍勢がやってくるので、この日の夕べに出奔しようとしたためであった）

『甲乙事案』には、つぎのように伝える。

〔弘光元年五月〕辛卯（十日）、旨を傳えて三淑女の經廠に在る者は、母家に放還させ、縉紳の家眷は城を出るを許さず（『甲乙事案』卷下・「弘光元年五月辛卯（十日）」条）。

（弘光元年五月辛卯（十日）、三人の淑女の經廠にいる者は実家に帰し、士大夫の妻子は南京城を出ることを認めない、という指示が伝達された）

清政権の軍勢が南京に逼り、福王弘光帝自身が出奔するために、このような指示が出されたという。

そして、この十日に福王弘光帝は南京の宮殿から出奔する。『金陵野鈔』につぎのようにいう。

〔弘光元年（順治二年）五月〕辛卯（十日）、京城の各門を閉ざす。夜半、上（福王弘光帝）通濟門を開きて出狩す（『金陵野鈔』一卷・「弘光元年（順治二年）五月壬辰（十一日）」条）。

（五月十日、南京の各城門を閉ざした。夜半、上（福王弘光帝）は通濟門を開いて出奔した）

『聖安皇帝本紀』もつぎのようにいう。

〔弘光元年（順治二年）五月〕辛卯（十日）、夜二更（午後九時から十一時）、上（福王弘光

帝) 通濟門を出で太平に幸す(『聖安皇帝本紀』下・「弘光元年(順治二年)五月辛卯(十日)」条)。

(弘光元年(順治二年)五月辛卯(十日), 夜二更(午後九時から十一時), 上(福王弘光帝)は通濟門を出で太平にお出かけになった)

『弘光實錄鈔』は、福王弘光帝の出奔を十三日に掛ける。

[弘光元年(順治二年)五月] 甲午(十三日), 帝(福王弘光帝) 出奔す(『弘光實錄鈔』卷四・「弘光元年(順治二年)五月甲午(十三日)」条)。

(弘光元年(順治二年)五月甲午(十三日), 帝(福王弘光帝)は出奔した)

『南渡録』は、動揺して逃げ出した福王弘光帝の様子をつぎのように伝えている。

[弘光元年五月] 辛卯(十日), 車駕 夜に太平府に狩す, 靖國公の黃得功に従うなり。

初め北兵南侵す。保國公の朱國弼等 人を屏して密奏す。上(福王弘光帝) 慨然として曰く、「太祖の陵寢 此に在り。走くに安くに往かん。惟だ死守するのみ」と。是の早に至り, 北兵 江を渡るの信 至る。中外大震す。上(福王弘光帝) 薄暮(夕方)に通濟門を開きて, 倉皇に出狩す。百官 猶お知らず。但だ夜に甲馬(軍馬)の聲を聞くのみ。次早(十一日の朝), 猶お入りて朝する者有り。内臣の紛紛(入り乱れる)として四竄(あちこちに逃げ隠れる)するを見, 始めて駕(福王弘光帝)の已に宮を出づるを知る(『南渡録』卷之六・「弘光元年五月辛卯(十日)」条)

(弘光元年五月辛卯(十日), 車駕(福王弘光帝)は, 夜に太平府に蒙塵した。靖國公の黃得功を頼ったのである: 清政権の軍勢が南進してきた。保國公の朱國弼たちが人払いをして密かに奏上した。上(福王弘光帝)は, 長嘆して, 「太祖洪武帝の御廟がここにある。立ち去ってどこにゆくのであろうか。ただ死守するだけである」とおっしゃった。この日(十日)の朝, 清政権の軍勢が長江を渡ったとの報告がもたらされた。内外ともにおおいに衝撃を受けた。上(福王弘光帝)は, 夕方に通濟門を開いて, あわただしく蒙塵された。臣下の者たちは, まだ[状況が]わかっておらず, ただ夜に軍馬の聲を聴いただけであった。翌日(十一日)の朝, 外廷に出任した者がいた。ところが, 宦官たちが入り乱れてあちこちに逃げ隠れるのを見て, はじめて福王弘光帝がすでに宮中から出られたことを知った)

『國權』も, 福王弘光帝が皇太后鄒氏をそのままにしてあわただしく太平に出奔したと伝える。

[弘光元年五月] 辛卯(十日), . . . 夜二十刻, 上(福王弘光帝) 内臣を従え千餘騎を以て通濟門より出で, 南のかた太平に走る。皇太后も亦た知らず(『國權』卷一百四・「弘光元年五月辛卯(十日)」条・六二〇八頁)。

(弘光元年五月辛卯(十日), . . . 夜二十刻, 上(福王弘光帝)は宦官たちを従えて千餘騎で通濟門から出て, 南の太平に向かった。皇太后鄒氏もそのことを知らなかった)

なお, 皇太后鄒氏については, 翌日の十一日の「壬辰」条で, 馬士英が付き従って逃げ出したと記している。ただ, この皇太后鄒氏は, 馬士英の母親だったと考える者もいたという。

〔弘光元年五月〕壬辰（十一日）、皇太后（皇太后鄒氏）昧爽（未明）に馬士英の家に赴く。巳刻（午前九時から十一時）、〔馬〕士英 四百騎を以て通濟門より出づ。守者 出でしめず。守者を殺さんと欲す。乃ち之を出づ。其の家の衆 俱に戎飾（軍装）して以て従う。或いは云う、〔馬〕士英の母 皇太后（皇太后鄒氏）を冒（詐称）するなり、と。〔馬〕士英 蹕（福王弘光帝の後）を追いて溧陽に走る。遂に上（福王弘光帝）に値えず。宮女・樂伎五六百人をして、是れ早に並びに遁れしむ。軍民 大いに譁し。大内を掠して、金幣器具 盡くと爲る（『國權』卷一百四・「弘光元年五月壬辰（十一日）」条・六二〇九頁）。（弘光元年五月壬辰（十一日）、皇太后（皇太后鄒氏）は未明に馬士英の家に到着した。巳刻（午前九時から十一時）、馬士英は四百騎を従えて通濟門から出た。城門の管理人が認めなかった。〔そこで、その〕城門の管理人を殺そうとしたので、そこではじめて城門を出られた。馬士英の家の者たちは皆な軍装で従った。或いは、「馬士英の母が皇太后（皇太后鄒氏）を詐称していた」ともいう。馬士英は上（福王弘光帝）の後を追って溧陽に行った。ところが上（福王弘光帝）に出会うことができなかった。宮女・樂伎五六百人は早くに一緒に遁れさせた。軍民たちは大いに騒ぎ立て、皇宮を掠奪し、金品・用具はなくなってしまった）

『明季南略』は出奔の当日の様子をつぎのように伝える。

五月初十辛卯、京師の各城門を閉ざす。旨を伝え、縉紳の家眷は城を出るを許さずとす。午後、梨園の子弟を喚集し大内（皇宮）に入れ演戲さす。上（福王弘光帝）と太監の韓贊周・屈尚忠・田成等と雜坐（一緒になって座る）して酣飲（痛飲）す。二鼓（二更：午後九時から十一時）の後、上（福王弘光帝）太后<sup>①</sup>と一<sup>ひとり</sup>の妃<sup>②</sup>とを奉じ内官四五十人と馬に跨り、通濟門より走出す。文武百官 一人の知る者無し。遺下（取り残される）されし宮娥（宮女）・女優五六百人 西華門内外に雜踏（ごった返す）し、一人（天子：福王弘光帝）に隨いて拉去（連れてゆく）するを得るを幸と爲す（『明季南略』卷之四・「弘光出奔」条）。

①「太后を奉じ」について、『小腆紀年増攷』は、「攷異」で「攷曰、……諸書 俱に「王（福王弘光帝）太后（皇太后鄒氏）を奉じて」と云う。按ずるに太后（皇太后鄒氏）は乃ち馬士英 之を挾みて出奔す。王（福王弘光帝）と同じく城を出でず。或いは謂う、「〔馬〕士英 乃ち詭りて其の母を稱して太后（皇太后鄒氏）と爲す」と。亂離（混乱でちりぢりになる）にして倉卒（非常事態）なれば、傳聞異詞（伝聞が様々）なり。眞偽を辨ずる莫ければ、存疑（疑問のままにしておく）にするも可なり」（『小腆紀年増攷』卷第十・「辛卯、明福王出奔太平」条・攷異）というように、この記述には混乱があるように見える。

②ここで言及される「一の妃」は、『國權』でいう「妃金氏」を指していると考えられる。『國權』は、清政権に捕らえられた福王弘光帝が南京に連行された時、「妃金氏」が付き従っていたと伝える。

（五月十日、南京の各城門を閉ざした。士大夫の妻子は南京城を出ることを認めない、という指示が伝達された。午後、梨園の子弟を呼び集めて大内（皇宮）に入れて演技させた。上（福王弘光帝）は太監の韓贊周・屈尚忠・田成等と一緒に座って痛飲した。二鼓の後（午



後十一時過ぎ)、上(福王弘光帝)は皇太后鄒氏とひとりの妃とを奉じて宦官四五十人とともに馬に跨り、通濟門より走り出た。文武百官は一人も[そのことを]知る者はいなかった。取り残された宮娥(宮女)・女優五六十人は、西華門の内外でごった返すような有様となり、一人(天子:福王弘光帝)に従って連れて行かれることができたならば幸いだとした)

また、『甲乙事案』はつぎのように記している。

壬辰(十一日)、帝(福王弘光帝) 太平<sup>ゆ</sup>に如く。操江の誠意伯の劉孔昭(明初の功臣の劉基の子孫。浙江青田の人。崇禎十一年から提督操江<sup>うけい</sup>) 納れず。遂に靖南侯の黃得功の營(軍營)に如く。

是の日(五月十一日)、梨園の子弟を喚集し大内に入れて演劇す。上(福王弘光帝)と太監の韓贊周・屈尚忠・田成等と雑坐(一緒になって座る)して酣飲(痛飲)す。二鼓(二更)の後、上(福王弘光帝) 太后<sup>ひとり</sup>と一の妃とを奉じ内奄多人と馬に跨り、通濟門より出で、太平府に至る。[劉]孔昭 門を閉して納れず。[福王弘光帝]は、江次(江辺)を徬徨す。已むを得ず、黃得功の營<sup>おもむ</sup>に就く。[黃]得功 方に兵を出して[反乱を起こした]左良玉と戦わんとするに、之を聞き、即ち營に歸り、上(福王弘光帝)に向いて泣きて曰く、「陛下(福王弘光帝) 京城を死守すれば、臣等 猶お借勢(皆の力を借りる)して作事(処置)す可し。奈何ぞ奸人の言を聽きて、倉卒に行幸せんや。今、進退 將に何を以て據らん。此れ陛下(福王弘光帝) 自から悞れり。臣等の陛下(福王弘光帝)に負くに非ざるなり。臣(黃得功)の營 單薄(わずか)なること此の如し。其れ何を以て陛下(福王弘光帝)を處せんや」と。上(福王弘光帝) 俛首して語無きこと之を久しくす。暫く營中に留まる(『甲乙事案』卷下・「弘光元年(順治二年)五月壬辰(十一日)」条)。

①福王弘光帝が黃得功の軍營に逃げ込んだことは様々な史料が伝えているが、劉孔昭が福王弘光帝を迎え入れなかったと記しているのは、『甲乙事案』・『明季南略』(卷之四・「劉良佐挾弘光回南京」条)・『明季甲乙兩年彙略』(卷之三・「弘光元年(順治二年)五月壬辰(十一日)」条・三十七葉)・『明季甲乙彙編異同補録』(卷之四)などである。

(弘光元年(順治二年)五月壬辰(十一日)、帝(福王弘光帝)は太平に向かった。操江の誠意伯の劉孔昭<sup>うけい</sup>は納れようとしなかった。そこで靖南侯の黃得功の軍營に行った:この日(十一日)、梨園の子弟を呼び集めて大内(皇宮)に入れて演技させた。上(福王弘光帝)は太監の韓贊周・屈尚忠・田成等と一緒に座って痛飲した。二鼓の後(午後十一時過ぎ)、上(福王弘光帝)は皇太后鄒氏とひとりの妃とを奉じて多くの宦官とともに馬に跨り、通濟門より走り出て太平府に到着した。太平府で操江の職にあった劉孔昭は受け入れなかった。長江の河辺を歩きまわり、仕方なく、黃得功の軍營に赴いた。黃得功は、ちょうど[南明政權に反乱を起こした]左良玉と戦おうとしていたが、このことを聞き、兵營に戻って、

上（福王弘光帝）に対して泣いて、「陛下（福王弘光帝）が南京城を死守なさったならば、私たち臣下の者たちは、まだしも皆の力を借りて事を行なうことができました。どうして小心者の言葉を受け入れて、あわただしく出られたのでしょうか。いま出処進退は何にお頼りになるのでしょうか。これは陛下（福王弘光帝）ご自身のお間違いです。家臣の者たちが陛下（福王弘光帝）に背いたのではありません。臣（黄得功）の軍はこのようにわずかです。それでどのようにして陛下（福王弘光帝）をお守りできるのでしょうか」と言った。上（福王弘光帝）は「恥じて」首を垂れてずっと何も言えなかった。そうして黄得功の軍営に留まった

こうして、ようやく黄得功の軍営にたどり着いた福王弘光帝は、十七日に清政権の軍勢に捕らえられる。

『南渡録』は、捕らえられ南京に連行された福王弘光帝の様子を伝える。

北兵 奄（不意に）として太平府に至る。靖國公の黄得功・總兵の翁之琪 戦い敗れ、之に死す。上（福王弘光帝） 遂に北營に入る。

初め豫王 城外に至り、即ち馳せて騎兵数千を遣りて蕪湖に往き駕（福王弘光帝の居場所）を襲わしむ。[福王弘光帝のほうでは] 一人の知る者も無し。時に上（福王弘光帝）已に太平に至るも、猶お寂然（ひっそり静かにする）たり。朱大典（三月二十二日に兵部尚書となる）・阮大鍼（二月に兵部尚書となる） 入りて舟中に見ゆ。[二人が直接拝謁できたのは] 俱に入閣すればなり。[黄] 得功 上（福王弘光帝）に見え、力戦して報ずると誓う。未だ幾ばくならずして[黄] 得功の兵 四出し民家を掠す。北兵 突として至り、[黄] 得功 倉皇（慌てふためく）に出でて戦う。初め一矢に中るも、猶お退かず。繼ぎて矢 其の喉を貫く。方に濟れざるを知りて、自刎して死す。副總（副總兵官）の翁之琪も亦た江に投じて死す。其中軍の田雄 入り舟に上り、上（福王弘光帝）を挟みて、北に降る。馬士英 已に先期（あらかじめ）に皇太后を奉じて浙に走る。上（福王弘光帝） 南京城外に至り、諸々の降臣 豫王の前に頓首し、死すること無きを請う。且つ往見を請う。豫王 曰く、「惟だ君臣の禮を行なわざれば可なり」と。時に上（福王弘光帝） 僧帽を戴り藍布を著て馬に跨り、尋いで入城す。諸臣 往見し、一揖して一叩首するのみ。上（福王弘光帝） 諸臣に對して泣く。衆も皆な泣く。尋いで北狩さる（『南渡録』 卷之六・「弘光元年（順治二年）五月戊戌（十七日）」条）。

（北兵（清政権の軍勢）は不意を突いて太平府に到着した。靖國公の黄得功・總兵の翁之琪は戦ったものの敗れて亡くなった。上（福王弘光帝）はそうして北營（清政権の軍営）に入った：そもそも清政権の豫王は南京城外に到達した時、すぐに騎兵数千を蕪湖に向かわせて福王弘光帝の居場所を急襲した。[福王弘光帝のほうでは] 一人も感づいていなかった。この時、上（福王弘光帝）はすでに太平に到着していたが、静かにしていた。朱大典・阮大鍼が舟中で拝謁した。[二人が直接拝謁できたのは] ともに尚書となっていたからであ

る。黄得功は上（福王弘光帝）に拝謁し、力いっぱい戦ってご恩に報じると誓った。ほどなく、黄得功の兵士があちこちに出歩き民家を掠奪しはじめた。そこに、清政権の軍勢が突然やってきて、黄得功はあわてて戦いに出た。最初、一本の矢が当たったが、退こうとしなかった。続いて矢がのどを貫いた。長江を渡れなくなったことを理解し、自刎して亡くなった。副總兵官の翁之琪もまた長江に身を投げて亡くなった。中軍の田雄<sup>6)</sup>が舟に入って、上（福王弘光帝）を抱きかかえて清政権の軍に降伏した。馬士英はあらかじめ皇太后鄒氏を奉じて浙江に行った。上（福王弘光帝）が南京城外に連れ戻されてくると、清政権に降伏した諸々の臣下の者たちが、豫王の面前で頓首（頭を地面に打ち付けるようにする）して、命を取ることがないように願い出た。さらに「連れてこられた福王弘光帝に」会っていただくことも願い出た。豫王は、「ただ君臣の禮をとらなければいいだろう」と言った。この時、上（福王弘光帝）は、僧帽で藍色の服を着て馬に跨り、続いて南京城に入ってきた。諸々の臣下の者たちは、行ってお目にかかり、揖して丁寧なお辞儀をするのみであった。上（福王弘光帝）は諸臣に向かって泣き、皆も泣いた。そして間もなく北京に行ってしまうことになった）

『國権』は清政権に捕らえられた福王弘光帝が南京に連行された時、「妃金氏」が付き従っていたと伝える。

[弘光元年（順治二年）五月] 丙午（二十五日）・・・上（福王弘光帝）肩輿されて南京の聚寶門に入る。首帕（頭巾）・藍布衣なり。妃金氏 驢に乗る。豫王に内守備廳に見ゆるに頓首す。[豫王は] 坐して之を受く・・・（『國権』卷一百四・「弘光元年五月丙午（二十五日）」条・六二一六頁）。

（弘光元年（順治二年）五月丙午（二十五日），上（福王弘光帝）は肩輿されて南京の聚寶門に入ってきた。首帕（頭巾）で藍布の衣装であった。妃金氏は驢に乗っていた。そして、豫王に内守備廳で面会した。福王弘光帝は頓首し，[豫王は] 座ったままでその挨拶を受けた）

『明季南略』・『明季甲乙兩年彙略』は、「妃金氏」ではなく「妃」として、「驢に乗りて後ろに

6) 『明季南略』は、田雄について、つぎのような逸話を伝えている。

田雄、字は明字、宣府左衛の人。黄得功の左協部將と爲る。[黄] 得功 死し、[田] 雄 弘光（福王弘光帝）を負いて清の豫王に獻ず。清 [田] 雄に提督浙江全省を授け、太子太保總兵官都督同知を加え、浙[江]に鎮せしむ。[田] 雄 弘光（福王弘光帝）を負いし時、弘光（福王弘光帝）恨むこと甚だしくして其の肩を嚙り、遂に人面の瘡と成る。時は五月の事を以て、故に毎に夏五月に逢えば便ち發し、痛さは忍ぶ可からず。毎日、肉三斤を食らい、一嚙を以て其の上を覆えば、痛さ稍々止む。頃之（しばらくして）復た痛み、又た新肉に易えて之を覆えば、痛さ乃ち緩む。已にして復た痛み、復た覆う。休息するを得ず。是の如きこと凡そ十八年、康熙二年五月二十日に至り、終に此の瘡痛を以て死す。夫れ五月に始まり、亦た五月に死す。何ぞ天道の爽わざらんや。[田] 雄 既に死し、妻柴氏に「先夫遺言事」の一疏有り、並びに明珠十餘顆・馬二百疋・盔甲數副を獻ず。上（清・康熙帝）其の子を以て世襲さす（『明季南略』卷之四・「劉良佐挾弘光回南京」条）。

随う」と記している。

・・・弘光（福王弘光帝）は幔（覆いのカーテン）無きの小轎を以て城に入る。首は包頭（頭巾）を蒙り、身は藍布衣を衣て、油扇を以て面を掩う。太后及び妃 驢に乗りて後ろに随う。夾路の百姓 唾罵（口汚く罵倒する）し、瓦礫を投げる者有り・・・（『明季南略』卷之四・「弘光拜豫王」条／『明季甲乙兩年彙略』卷之三・「弘光元年（順治二年）五月丙午（二十五日）」条・三十一葉）。

（弘光（福王弘光帝）は覆いのカーテンのない小轎に乗って南京にやってきた。頭を頭巾で覆い、藍布衣を着て、油扇で顔を蔽っていた。太后と妃は驢に乗って、後ろに従っていた。道の両脇の人々は口汚く罵倒し、瓦礫を投げつける者もいた）

『江南聞見録』も「太后及び妃 俱に後ろに随う」とする。

・・・〔福王弘光帝は〕幔（覆いのカーテン）無きの小轎にして、首は包頭（頭巾）を蒙り、身は藍布衣を被て、油扇を以て面を掩う。百姓 唾罵す。太后及び妃 俱に後ろに随う・・・（『明季稗史初編』卷十九所収『江南聞見録』「弘光元年（順治二年）五月二十五日」条）。

（弘光（福王弘光帝）は覆いのカーテンのない小轎に乗り、頭を頭巾で覆い、藍布衣を着て、油扇で顔を蔽っていた。人々は口汚く罵倒した。太后と妃はともに後ろに従っていた）『明季南略』・『明季甲乙兩年彙略』・『江南聞見録』は、「太后及び妃」が付き従っていたというのである。しかし、福王弘光帝は、皇太后鄒氏にも知らせずに南京を逃げ出し、皇太后は馬士英に付き添われて南京から脱出していて、この段階では清政権に拘束されていない。また、妃については、はっきりしないが、これまで検討してきたように五月の時点では、妃候補三人がようやく決定しただけであった。

ただし、『棗林雜俎』は、福王弘光帝政権下での淑女選考の経緯をつぎのように簡潔に伝えるとともに、「妃金氏」についても、皇太后鄒氏の侍女であり、妃待遇であったと記している。

#### 選宮

〔崇禎十七年〕秋九月、選宮の命有り。悪闖 横擾し、或いは母子自到す。徐魏公の宗女（宗室の女）妍麗（美麗）なり。韓司禮賛周 勳臣の家の例を以て之を出すを禁ず。皇太后 自から外守備廳に於いて六人を擇ぶも、未だ嘆（満足）せず、再選を命ず。初め各官 愆慎（謹慎）なり。其の後、貢院に會して狎笑（くすくす笑う）褻視（なれなれしく眺める）して、七十人を選ぶ。寢く蘇・杭の吳中に及び俶擾（混乱）す。太后の侍女の金<sup>①</sup>年十八、中州より來る。殊色なり。選ぶ所 並びに逮ばず。上（福王弘光帝）待すること妃の如き禮もてす。明年、阮大鍼 其の宗女に入る。殊麗（美麗）なりと雖も、竟に誰れの氏なるかを知らざるなり。又た書佐（書記官）の周某 自から其の女を獻ず。太監の田成 杭州に來りて貢院に駐し、黃旗二を樹て、五人を選ぶも、止だ王氏のみ京に留めらる。南都 里甲の報名（応募）を聽し、其の母と女と肩輿されて公署に赴き待閱（審査）を待

つ・・・・上(福王弘光帝)の出奔するや、阮氏・周氏・王氏 命じて外家に還し、貢院試を罷む(上海圖書館藏清鈔本(『四庫全書存目』子部第一一三冊所収)『棗林雜俎』仁集・逸典・「選宮」条・二十六葉)。

①『人海記』(小郷山館叢書本)卷上・「南都選宮」条・四十葉～四十一葉)によれば「金花」とある。  
 (〔崇禎十七年〕秋九月に、宮女・皇后候補の選考が命ぜられた。悪辣な宦官たちが跋扈し、[民間の]母子が自殺することもあった。徐魏國公の一族の娘は美しかった。しかし、司禮太監の韓贊周は、功臣の家からは皇后を出さないという先例から、[この女性を候補者として]入れることを禁じた。皇太后鄒氏は、自分から外守備の役所で六人を選考したが、満足できず、再び選考を命じた。最初はそれぞれの部署は真面目に[選考]していた。後には、貢院でくすくす笑いながら、なれなれしく眺めて、七十人を選び出した。そのうち、蘇州・杭州などの呉の地域に[募集が]及ぶようになって、騒動が起こった。皇太后鄒氏の侍女の金氏は十八歳で中州からやってきた。絶世の美人である。[皇后候補者として]選抜された女性たちは皆な[この侍女とは]勝負にならなかった。上(福王弘光帝)は、この侍女を妃のような礼儀で待遇した。明年、阮大鍼が一族の娘を薦めた。美しくはあったが、とうとうこの女性かはわからなかった。また、書佐(書記官)の周某はみずから自分の娘を差し出した。太監の田成は杭州の貢院に滞在して、黄旗二本を立てて、五人を選抜したが、王氏だけが南京に留め置かれた。南京では、里甲からの応募を認め、母と娘がこし輿に乗って役所に赴き審査を待った・・・・上(福王弘光帝)が南京を出奔すると、阮氏・周氏・王氏は実家に帰し、貢院での選考は止められた)  
 いずれにせよ、こうして福王弘光帝の淑女選抜は終了する。

(つづく)